

川崎市人権オンブズパーソン 20年のあゆみ

～人権を尊重し共に生きる社会をめざして～



川 崎 市

刊行にあたって



本市の人口は、令和3年に154万人を突破し、長引くコロナ禍においても、転入された方が転出された方を上回り、社会増の傾向が続いています。

活気あふれる本市においては、これまで、市民が人権の侵害に関する相談及び救済申立てを簡易に、かつ安心して行うことができる公平公正な第三者的機関として、人権オンブズパーソンを設置し、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権の侵害からの救済を図ることにより、人権が尊重される地域社会が実現できるよう取組を推進してきました。

人権オンブズパーソンは、平成14（2002）年の運用開始から、早20年が経過し、子どもの権利侵害と男女平等にかかわる人権侵害に関する多くの相談及び救済申立てに対応してきました。また、市民ニーズや価値観の多様化、情報化社会の進展など、社会環境が大きく変化していく中、制度の周知・理解と利用促進に向けた取組を行うことで、市民に身近な制度として定着してきたところです。

本市では、持続可能な市政を運営していくため、令和4（2022）年3月に「川崎市総合計画 第3期実施計画」を策定し、その政策体系の基本政策の中に「誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり」を掲げ、「人権を尊重し共に生きる社会をつくる」を政策として、人権施策を総合的・計画的に推進していくことを位置付けています。

急増する児童虐待やいじめをはじめとする子どもへの権利侵害など相談の複雑困難化、また、DV（ドメスティックバイオレンス）をはじめとする男女平等にかかわる人権侵害の深刻化・複雑化が懸念される中、人権オンブズパーソンは、市民の人権擁護に資する機関として、市民への人権侵害を防止し、今後もますますその機能を発揮することが期待されます。

このたび制度施行20周年の節目にあたり、これまでの人権オンブズパーソン活動を概観し、人権オンブズパーソン制度の周知と理解をさらに深めるため、記念誌を刊行することとしました。

歴代の人権オンブズパーソンの方々の御尽力に敬意を表し、心から感謝申し上げますとともに、この記念誌が、人権オンブズパーソン制度を利用する皆様や、関心をお持ちの方々に広く活用していただけることを期待します。

令和5年2月

川崎市長

福田 紀彦

目次

【刊行にあたって】

●川崎市長 福田紀彦

【20周年に寄せて】

- 池宗佳名子代表人権オンブズパーソン 1
- 大崎克之人権オンブズパーソン 3

第1章 川崎市人権オンブズパーソン制度の概要

5

1 制度創設の経過	5
2 制度の趣旨	5
（1）目的	5
（2）管轄	6
（3）職務	6
（4）責務	7
3 制度の運営	7
（1）組織	7
（2）会議	7
（3）相談・救済申立ての方法	8
（4）運営状況の報告・公表	8
4 相談・救済活動の流れ	9

第2章 川崎市人権オンブズパーソン 20年間の活動状況

11

1 相談・救済活動	11
（1）相談の受付状況	11
ア 子どもの相談	11
イ 男女平等の相談	13
ウ その他相談	13
（2）継続相談、調整活動の状況	14
（3）救済活動の状況	14
ア 救済件数と内容	15
イ 救済活動の状況	15
2 発意調査	17
3 意見表明・勧告	18
4 広報・啓発活動	18
（1）広報活動	18
（2）人権オンブズパーソン子ども教室	19
（3）その他	21
ア 連携会議等	21
イ その他の活動	22

1 活動 20 年の振り返り	23
(1) 座談会「これまでの人権オンブズパーソン活動と今後に向けて」	23
(2) 専門調査員の寄稿	35
2 川崎市人権オンブズパーソン制度の意義と課題	36
(1) 人権オンブズパーソン制度の意義と特徴	36
ア 人権オンブズパーソン制度の理念	36
イ 平成 24 年度以降の活動等の変遷（施行 11 年目以降）	36
ウ 人権オンブズパーソン活動の意義	38
(2) 課題～今後の活動に向けて～	39
ア 広報啓発及び関係機関との連携の充実	39
イ 相談機関としてのアクセシビリティ及び専門性の向上	40
ウ 意見表明と勧告の活用	40

【資料編】

●人権オンブズパーソン在任状況	43
●歴代人権オンブズパーソン活動を振り返って	44
●川崎市人権オンブズパーソン条例	60

20周年によせて

代表人権オンブズパーソン 池宗 佳名子

本年度で就任4年目となります。そのうち3年はコロナ禍といわれる時で、マスク生活、リモートワーク、学校の長期休業、GIGAスクール構想の実施等々、大きな時代の変化の真っ只中で業務に携わらせて頂いています。

ネット社会と言われて久しく、猛烈な速さで社会が変化しています。総務省の令和4年度情報通信白書によると、令和3年通信利用動向調査では、モバイル端末保有率は調査対象者の8割を超えており、この調査対象者の中には児童生徒年齢の子も含まれています。また、SNSの利用も広がり、上記調査によると6歳~12歳のインターネット利用者のうちSNS利用者の割合は3割を超え、13歳~19歳に至っては9割を超えています。川崎市人権オンブズパーソン制度が創設された20年前とは大幅に世の中は変化し、大人から子どもまで多くの人々がデジタル化の影響を受けており、市内の児童生徒一人に一台GIGA端末が配備されるなど、コロナ禍によってこれに更に拍車がかかっている状況です。

生徒のトラブルでも何らかの形でSNSが関連していることが多く、我々が受ける相談の中でもSNSが関連していることが散見されます。平成25年に制定されたいじめ防止対策推進法の「いじめ」の定義によると、SNS関連でのトラブルも「いじめ」の定義に当てはまり得るのですが、SNSの特性上、学校が早期にこれを把握することはとても困難です。或る中学生が「小学生の時と比べて喧嘩とかが少なくなった分、人間関係でトラブルが起こるとネットの影響もあって辛い状況になります」と言っていました。これは現状をよく表していると思っています。

また、リモートワーク等で大人が在宅することが増えたこともあり、大人に関するトラブルも増え、男女平等にかかわる問題の相談件数は、コロナ禍で全体の相談件数が減っている中でも増加しています。虐待通告件数も相変わらず増加し続けています。子育てに関することをネットで検索すれば、いとも簡単に玉石混交の大量の情報を入手できます。このような中で「いい子」に育てて他人から評価される育児をしようとすると、思うようにいかないことが多く苦しくなり、そのしわ寄せは子どもに来てしまいます。

デジタル化には様々な課題があるものの、増え続けている不登校の子がアクセスしやすいツールであるほか、優れている面もたくさんあります。否応なしにこのような社会の中で成長過程を過ごすのであるから、これに対応して、ICT教育の充実化や情報セキュリティやリテラシー向上等々を行うことがとても重要だと思います。ただ、デジタル化の部分ばかりに目を向けるのではなく、そもそも「子ども」とは「育児」とはどういうものか、「いい子」「いい人」とはどういうことか等、原点に返って今一度、考えてみることも同じくらい重要であると思います。時代を超越して色褪せない『川崎市の子どもの権利条例』。「ありのままの自分」でいることはとても大切な権利です。そしてこれは相手の権利侵害をしていい理由にはなり得ません。なぜならばその相手自身も「ありのままの自分」でいたいからです。また大人も自分軸で生きることが大切で、そのためには相手の自分軸も尊重し、大切にする必要があります。これができるようになるには、自己受容ができ、自己肯定感を高めていくことが何より重要だと思います。現在、社会的養護にある子どもたちのアドボケイト(子どもの声を聴き、伝える)の重要性が言われ、この制度化が検討されています。確かに虐待通告件数は増え続けていますが、問題は児童虐待等に限りません。いじめ問題は低年齢化しています。未だになくならない体罰問題や古くて新しい校則問題。発達等

様々な課題を抱えている子ども、増え続けている不登校の子ども、海外につながる子ども、LGBTQの子どもやヤングケアラーの子ども等々。子どもに関する問題は広範囲で多岐に渡っており、実に様々な子どもがいます。子どものことは子どもに聞くのが一番なので、アドボケイトは本来すべての子どもにとってとても大切で必要です。20年前からこの一端を担ってきた川崎市の人権オンブズパーソン制度。先代パーソンから受け継がれた理念・ノウハウをもとに、こちらも色褪せることなくさらなる輝きを出せるよう、今後も精進するとともに邁進していく所存です。

20周年によせて

人権オンブズパーソン 大崎 克之

1 3年間の活動を経て

人権オンブズパーソンに就任して3年目となりました。20周年という大きな節目において人権オンブズパーソンとして関わったことに深い感慨を覚えつつも、20年を経た人権オンブズパーソン制度の「これまで」と「これから」を、私なりに常に意識しながら活動してきました。

2 人権オンブズパーソンとして意識したこと

人権オンブズパーソンに就任するに当たり、まず最初に、そして常に意識しなければならないと考えたのは「人権オンブズパーソン制度の本質は何か」ということでした。この点について、私は、①人権オンブズパーソンの存在根拠と②人権オンブズパーソンに与えられた職責から考えるようにしていました。

まず①人権オンブズパーソンの存在根拠についてですが、言うまでもなく、人権オンブズパーソン制度は「川崎市子どもの権利に関する条例」及び「男女平等かわさき条例」において、それぞれの権利救済機関とされていることにその存在根拠があります。このことは、人権オンブズパーソン制度がそれぞれの条例の不可分の一体として、各条例の理念・目的に従って活動する限りにおいて、その存在が認められることを意味します。このことから、折に触れてそれぞれの条例を読み返すだけでなく、その制定経緯にまで立ち返って、それぞれの条例の制定にどのような思いが込められていたのかを考えるようにしていました。

次に②人権オンブズパーソンに与えられた職責についてですが、これについては「川崎市人権オンブズパーソン条例」の第1条（目的及び設置）に規定されています。すなわち、人権オンブズパーソンは「市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができるよう・・・市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権の侵害からの救済を図り、・・・」とされています。非常に簡潔に規定されていますが、簡易でしかも安心して相談や救済申立てができるようにすること、活動は市民の理解と協調を得られるように行われること、迅速で柔軟な解決に努めるべきことが人権オンブズパーソンの職責とされています。個々のケースに対応するに当たっては、裁判制度とも行政不服審査とも異なる、以上のような人権オンブズパーソンの職責が制度の本質であることを常に意識していました。

3 実際の活動と20年の歴史から学んだこと

もっとも、個々のケースは、以上のような人権オンブズパーソンの存在根拠や職責から一義的に答えが導かれるものではありません。多くのケースでは、「何が子どもの権利に資するのか」、「この活動によって男女平等が実現されると言えるのか」等が問題となります。制度の理念や存在根拠が明らかであるとしても、それらを個々のケースで実現・反映するために一義的・明確な答えがあるわけではなく、このことが人権オンブズパーソンとしての活動で最も苦勞し、悩んだ点です。

このような悩みが出たとき、一番参考になったのが歴代の人権オンブズパーソンが類似の問題についてどのように考え、活動してきたかを調べることでした。過去の記録を読むと、歴代の人権オンブズパーソンもまた同じような悩みを抱えつつ、しかし、最後はやはり「子どもの権利・男女平等とは何か」「人権オンブズパーソンに与えられた職責は何か」という点に立ち返って活動していたことが分かり

ました。その度に20年という人権オンブズパーソン制度の歴史の重みと貴重さを感じることができました。

4 変動する社会（価値観）の中のオンブズパーソン制度

一方で、現代社会の変動は著しく、また、それに伴って価値観も多様化しています。私が入職して人権オンブズパーソンに就任した年も「コロナ元年」であり、休校、分散登校、修学旅行や体育祭（運動会）の中止、黙食などが実施され、これらに伴う子どもへの影響もまだ科学的に明らかとなっていない状況において、過去の経験だけでは何が正解なのかが判然としない問題にも多く直面しました。また、これまで自分の中では当然と考えていた価値観でも、相談者によっては当然ではなく、多様な価値観があると痛感させられることも多くありました。

これからの10年も、おそらく社会の変動はこれまで以上に早くなり、また価値観もさらに多様化するものと思われます。人権オンブズパーソンもこのような社会の中の制度である以上、社会の変動や価値観の多様化とともに進化し続けなければなりません。初代の人権オンブズパーソンである目々澤パーソンと北沢パーソンは、平成14年4月1日の会見の席で「安心と信頼を得られるよう、真摯に対応したい」と述べました。変動する社会の中で常に子どもの権利と男女平等が何であるのかを考え、これからの10年で改めて市民からの「安心と信頼」を得るために弛まず努力し、進化し続けることが求められていると自覚しています。

1 制度創設の経過

本市では、すべての市民が等しく人間として尊重されることをあらゆる施策の基本として、総合的な人権施策を推進しています。

これまでの人権施策の推進の中で、個別の権利保障を規定した条例としては、平成12(2000)年12月に「川崎市子どもの権利に関する条例」を、そして平成13(2001)年6月には「川崎市男女平等かわさき条例」を制定しました。そして、これらの個別条例の制定に合わせて、人権侵害の救済を行う専門オンブズマン制度の構築に向け、平成12(2000)年6月に、制度の検討を行う「川崎市統合的市民オンブズマン制度検討委員会」を設置し、平成13(2001)年4月に出された同委員会からの提言を踏まえ、「川崎市人権オンブズパーソン条例案」をまとめました。

その後、同年6月の市議会に提案、可決・成立した条例に基づき、平成14(2002)年5月から、「川崎市人権オンブズパーソン制度」の運用を開始しました。

<制度創設までの経過>

平成12(2000)年6月	「川崎市統合的市民オンブズマン制度検討委員会」を設置
平成12(2000)年12月	「川崎市子どもの権利に関する条例」制定(平成13年4月1日施行)
平成13(2001)年4月	「川崎市統合的市民オンブズマン制度検討委員会」から「川崎市人権オンブズパーソンの設置による統合的オンブズマン制度の構築について(提言)」提出
平成13(2001)年6月	「川崎市男女平等かわさき条例」制定(平成13年10月1日施行) 「川崎市人権オンブズパーソン条例」制定(平成14年4月1日施行)
平成14(2002)年5月	「川崎市人権オンブズパーソン制度」運用開始

人権オンブズパーソンは、「川崎市子どもの権利に関する条例」及び「川崎市男女平等かわさき条例」に基づき、「川崎市人権オンブズパーソン条例」第2条の規定により、子どもの権利と男女平等にかかわる人権の侵害を管轄とし、人権救済機能を効率的かつ実効性あるものとするため、川崎市市民オンブズマンとの間で、機能の分担と連携を図っています。

2 制度の趣旨

(1) 目的

人権オンブズパーソン制度は、市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができ、また、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権侵害からの救済が図られる制度をつくることにより、人権が尊重される地域社会づくりに資することを目的としています。

〔抜粋〕川崎市人権オンブズパーソン条例

(目的及び設置)

第1条 市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができるよう必要な体制を整備し、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権の侵害からの救済を図り、もって人権が尊重される地域社会づくりに資することを目的として、本市に川崎市人権オンブズパーソン(以下「人権オンブズパーソン」という。)を置く。

(2) 管轄

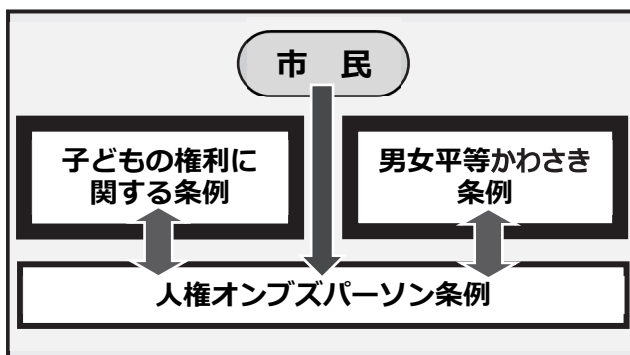
人権オンブズパーソンは、「①子どもの権利の侵害」、「②男女平等にかかわる人権の侵害」を管轄します。ただし、判決等により確定した権利関係に関する事項や、議会に請願または陳情を行っている事項、市民オンブズマンに苦情を申し立てた事項、人権オンブズパーソンまたは市民オンブズマンの行為に関する事項については取り扱いません。なお、管轄外の問題であっても、適宜、相談を受け、その内容にふさわしい相談機関を紹介するなど市民の立場に立った対応に努めています。

〔抜粋〕川崎市人権オンブズパーソン条例

(管轄)

第2条 人権オンブズパーソンの管轄は、次に掲げる人権の侵害（以下「人権侵害」という。）に関する事項とする。

- (1) 子ども（川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）第2条第1号に規定する子どもをいう。）の権利の侵害
 - (2) 男女平等にかかわる人権の侵害（男女平等かわさき条例（平成13年川崎市条例第14号）第6条に規定する男女平等にかかわる人権の侵害をいう。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、人権オンブズパーソンの管轄としない。
- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
 - (2) 議会に請願又は陳情を行っている事項
 - (3) 川崎市市民オンブズマン（以下「市民オンブズマン」という。）に苦情を申し立てた事項
 - (4) 人権オンブズパーソン又は市民オンブズマンの行為に関する事項



※「①子どもの権利に関する条例」及び「②男女平等かわさき条例」の制定の中で、「子どもの権利に関する条例」第35条における子どもの権利にかかわる人権侵害に関する相談、救済申立ての規定、「男女平等かわさき条例」第7条における男女平等にかかわる人権侵害に関する相談、救済申立ての規定に対応するための救済機関として人権オンブズパーソンが設置されました。

(3) 職務

人権オンブズパーソンの職務は、人権侵害に関する相談に応じ必要な助言及び支援を行うこと、人権侵害に関する救済申立てまたは自己の発意に基づき調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと、制度改善を求める意見表明を行うこと、勧告、意見表明等の内容を公表すること、人権に関する課題について意見を公表することです。

人権オンブズパーソンの職務の遂行に関して、市の機関は、その独立性を尊重すること及び積極的な協力援助に努めることとされ、一方、市民、事業者は、その職務の遂行に協力するよう努めることとされています。

人権オンブズパーソンは、人権の侵害に関する相談では、相談者が自らの力による主体的な解決を図ることを前提とし、また、人権侵害からの救済では、市民の理解と相互の協調の下に調整等の非権力的手法を用いて事案の解決にあたっています。

〔抜粋〕川崎市人権オンブズパーソン条例

(人権オンブズパーソンの職務)

第3条 人権オンブズパーソンは、次の職務を行う。

- (1) 人権侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 人権侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
- (3) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。
- (5) 人権に関する課題について意見を公表すること。

(4) 責務

人権オンブズパーソンは、市民の人権の擁護者として公平かつ適切にその職務を遂行すること、また、職務の遂行にあたっては関係機関等と有機的な連携を図り相互の職務の円滑な遂行に努めること、相談又は救済の申立てを行った者に不利益が生じないようにその事案の特性を踏まえて職務を遂行すること、さらには、その地位を政党または政治的目的のために利用してはならないことが責務として条例で定められています。

〔抜粋〕川崎市人権オンブズパーソン条例

(人権オンブズパーソンの責務)

第4条 人権オンブズパーソンは、市民の人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

- 2 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、市民オンブズマンその他市の機関、関係機関、関係団体等と有機的な連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- 3 人権オンブズパーソンは、相談又は救済の申立てを行った者に不利益が生じないように、当該相談又は救済の申立てに係る事案の特性を踏まえ、その職務を遂行しなければならない。
- 4 人権オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

3 制度の運営**(1) 組織**

人権オンブズパーソン及び担当の職員は、「川崎市人権オンブズパーソン条例」及び「川崎市市民オンブズマン事務局事務分掌規程」等により定められ、内訳は次のとおりです。

<p>●人権オンブズパーソン（2名）</p> <p>専門的な立場から受け付けた相談内容を検証し、専門調査員へ指示や助言を与え、相談への対応策を判断します。2名のうち1名が代表オンブズパーソンを担い、令和4年度は弁護士2名が就任しています。</p>	<p>●専門調査員（4名）</p> <p>電話やメールなどの様々な相談に対応し、事実関係の確認や、関係機関との調整、話し合いの場の設定などを行います。福祉関係のスキルと経験を持つスタッフが人権オンブズパーソンの活動を補佐しています。</p>	<p>●事務担当職員（4名）</p> <p>人権オンブズパーソン制度全体を統括するため、制度の運営、広報・啓発、庁内調整、その他事務手続き等全般を担い、制度が適切かつ円滑に運営できるよう、職務を遂行しています</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 会議

人権オンブズパーソンは、職務の執行に関して「人権オンブズパーソン会議」と「事例検討会」を毎月各1回開催しています。

また、必要に応じて、関係者等との会議を適宜開催しています。

(3) 相談・救済申立ての方法

相談については、「①電話」による受付が主な方法ですが、「②書面」・「③人権オンブズパーソン担当への来所（要事前相談予約）」・「④市ホームページからのフォームメールによる相談予約」など、いずれの方法でも受け付けています。

相談の内容によっては、相談の継続や人権オンブズパーソンとの面談を行います。

救済申立てを受け付ける際には、原則として申立書に救済申立ての概要、氏名、住所、連絡先などを記入していただきます。費用は無料です。

受付曜日と時間	月・水・金曜日	午後1時～午後7時	(祝日・年末年始は除く)
	土曜日	午前9時～午後3時	
①電話番号	子どもあんしんダイヤル（無料）	0120-813-887（子ども専用）	
	子どもの権利の侵害	044-813-3110	
	男女平等にかかわる人権侵害	044-813-3111	
②書面	〒213-0001 川崎市高津区溝口2丁目20-1		
③来所	電話により事前に相談予約		
④市HPからのフォームメールによる相談予約	市HPから人権オンブズパーソン「相談受付」にアクセスできます。相談を希望される曜日、時間帯に、専門調査員から電話連絡します。		

(4) 運営状況の報告・公表

人権オンブズパーソン制度の運営状況については、「川崎市人権オンブズパーソン条例」第26条の規定により、毎年度ごとに報告書を作成し、市長及び市議会に報告するとともに、市ホームページへの掲載や報告書の市内施設等での閲覧、関係部署・機関等への配布等、広く市民に公表しています。



【令和3年度報告書】



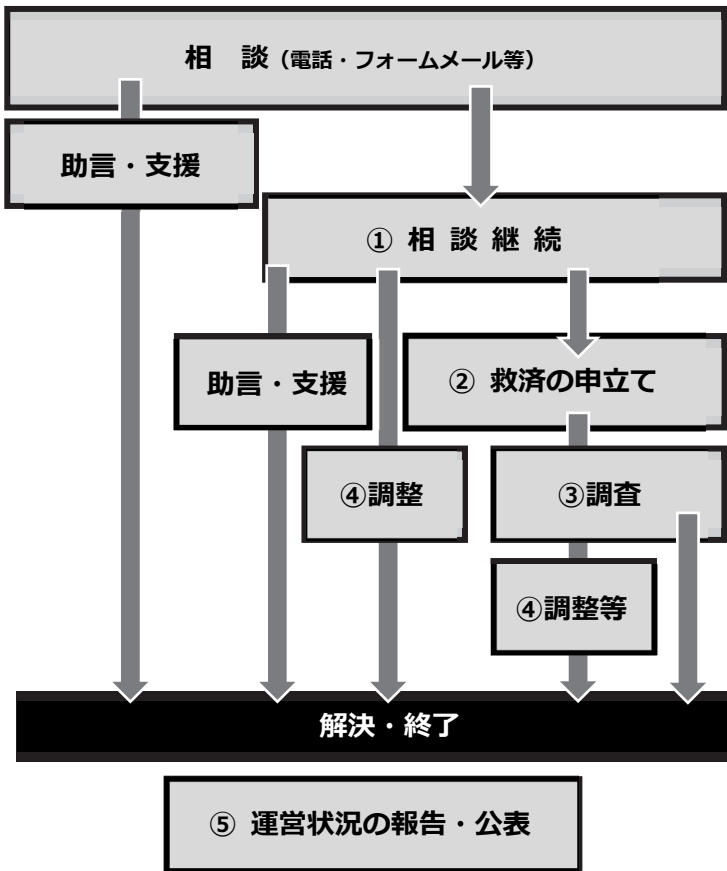
【市長報告】



【市議会議長・副議長報告】

4 相談・救済活動の流れ

相談・救済活動の主な流れは、次のとおりです。



①相談内容によって相談を継続して、解決に向けた助言・支援及び関係機関への協力依頼等を行います。

②相談で解決しない場合、救済の申立てにより、関係者等への調査等に入ることができます。(人権オンブズパーソン条例第13条)
必要に応じて人権オンブズパーソンは自己の発意によって調査を行うことができます。(人権オンブズパーソン条例第16条)

③関係者等に説明や資料の提出を求め、事実関係の確認などを行います。(人権オンブズパーソン条例第15条、第18条、第21条)

④必要に応じて人権オンブズパーソンが相談者と関係者等との間に入り、相互の理解と協調の下に調整を行うことがあります。

必要があると認めるときは、勧告、意見表明、公表、是正要請を行います。(人権オンブズパーソン条例第19条、第22条)

⑤毎年度、運営状況について市長及び議会に報告するとともに公表します。(人権オンブズパーソン条例第26条)

1 相談・救済活動

平成 14（2002）年度から令和 3（2021）年度までの人権オンブズパーソンの 20 年間の活動状況は次のとおりです。

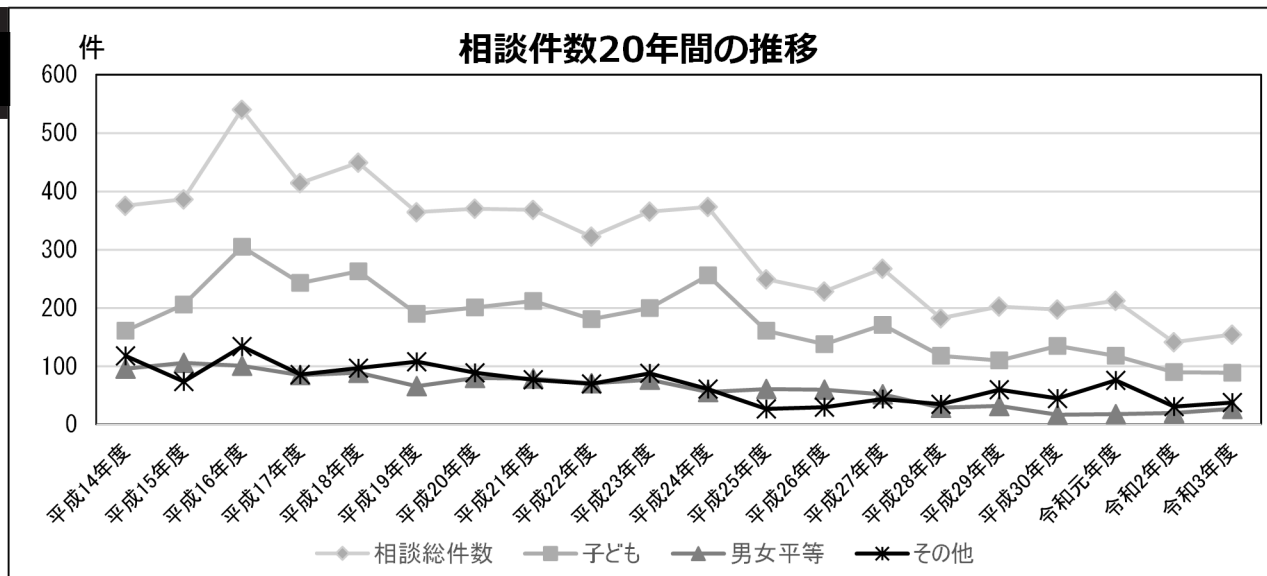
(1) 相談の受付状況

20 年間の相談の受付総件数は 6,158 件（年平均約 308 件）で、内訳は子どもの相談が 3,548 件（年平均約 177 件）、男女平等の相談が 1,222 件（年平均約 61 件）、その他が 1,388 件です（表 1）。

平成 25（2013）年度以降は、相談件数は微増・微減を繰り返し、横ばいか微減が続いていましたが、令和元年度からのコロナ禍の影響からか、減少からやや回復傾向が見受けられます（図 1）。

表 1	年度	相談 総件数	子ども	男女 平等	その他	年度	相談 総件数	子ども	男女 平等	その他
	平成 14 年度	375	161	96	118	平成 24 年度	373	256	56	61
平成 15 年度	386	206	106	74	平成 25 年度	249	161	61	27	
平成 16 年度	540	305	101	134	平成 26 年度	228	138	60	30	
平成 17 年度	414	243	85	86	平成 27 年度	267	171	52	44	
平成 18 年度	449	263	89	97	平成 28 年度	182	118	29	35	
平成 19 年度	364	190	66	108	平成 29 年度	202	110	32	60	
平成 20 年度	370	201	80	89	平成 30 年度	197	135	17	45	
平成 21 年度	368	212	79	77	令和元年度	212	118	18	76	
平成 22 年度	322	181	71	70	令和 2 年度	141	90	20	31	
平成 23 年度	365	200	77	88	令和 3 年度	154	89	27	38	
小計	3,953	2,162	850	941	合計	6,158	3,548	1,222	1,388	

図 1



ア 子どもの相談（平成 24 年度～令和 3 年度）

子どもの相談内容では、その他（権利侵害のない友達関係の悩みなど）が最も多く、次いで平成 28（2016）年度まではいじめが多く、その後は学校等の不適切対応と並行して推移してい

ます（図2）。相談者では、子ども本人からのものが最も多くなっています（図3）。相談対象者の年代では、小学校高学年が最も多く、次いで中学生・小学校低学年が並行して推移しており、全体として義務教育学齢期が相当数を占めています（図4）。権利侵害をしたと思われる人は、平成29（2017）年度を除き友達が多く、次が学校関係者となっています（図5）。

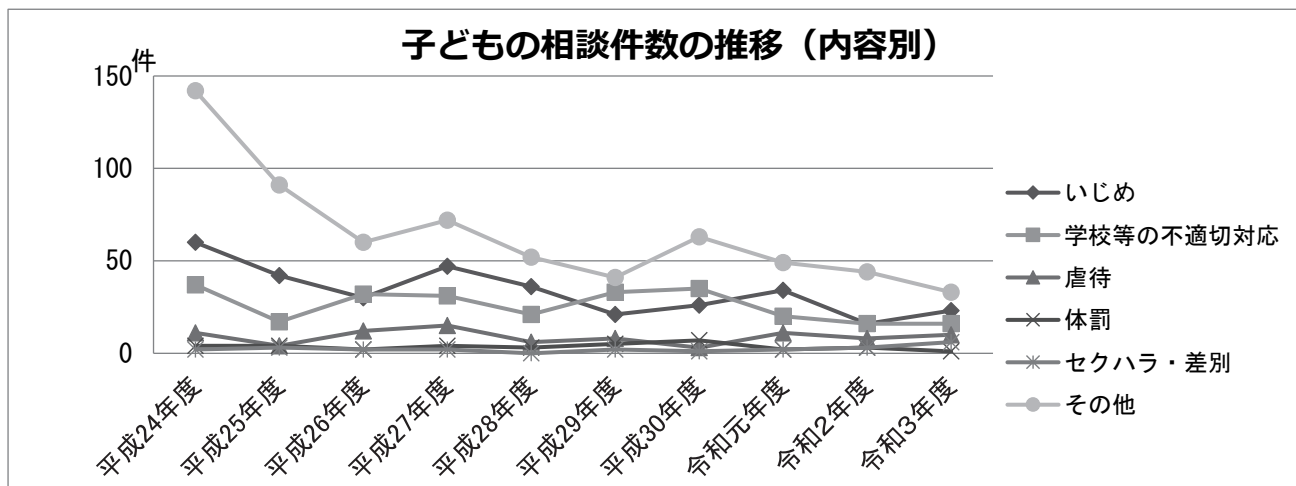


図2

※「その他」の中には、権利侵害のない相談（友達関係、親子関係、性の悩みなど）が含まれます。

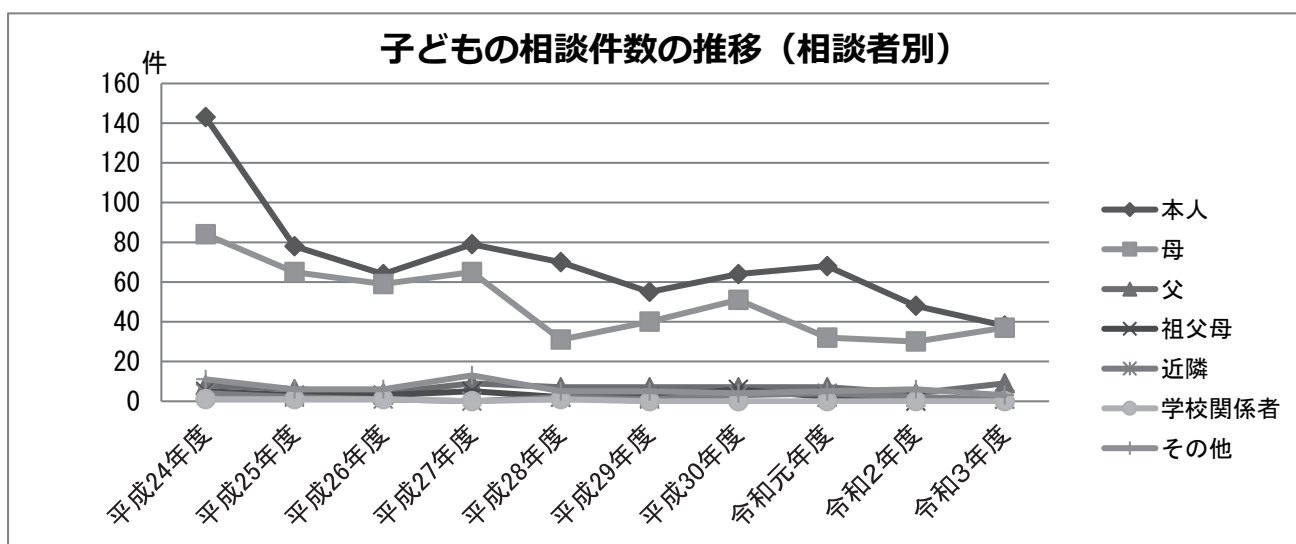


図3

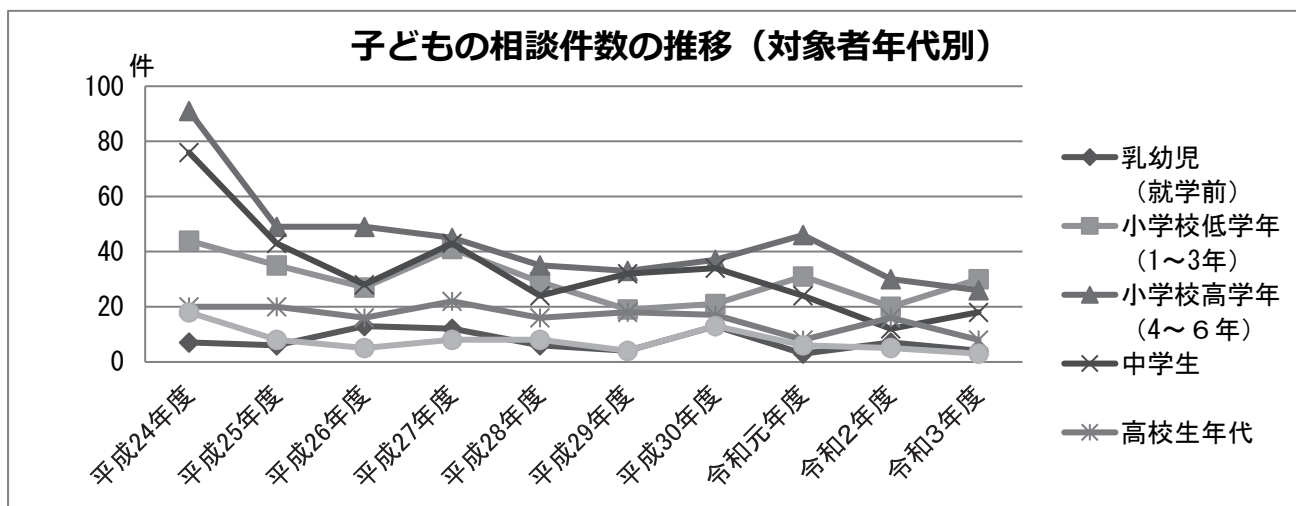
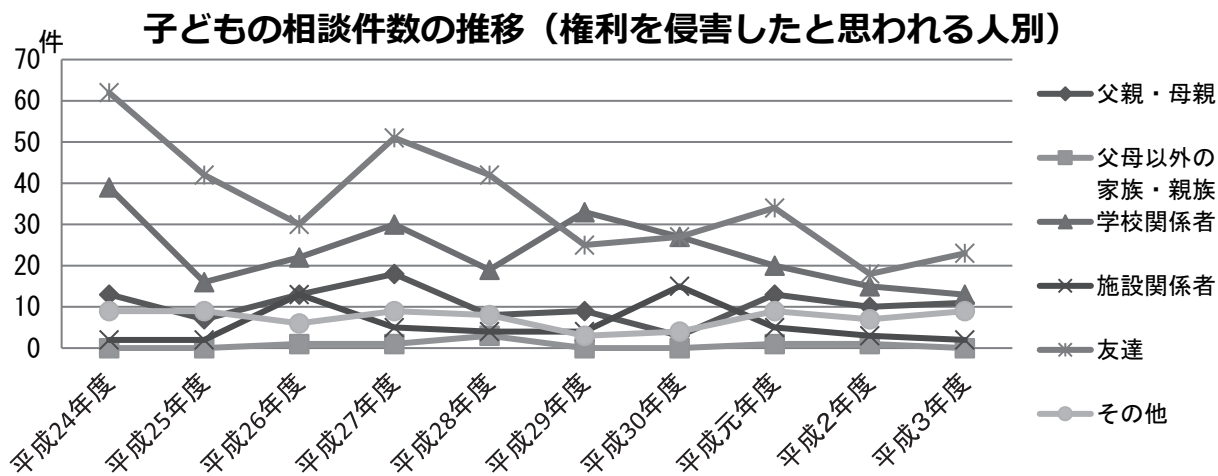


図4

図5



※相談件数の中で、権利侵害のないものは除外しています。

イ 男女平等の相談（平成24年度～令和3年度）

男女平等の相談では、DV（ドメスティックバイオレンス）が最も多く、夫（元夫）からの権利侵害が圧倒的に多い状況が続いています（図6・7）。

図6

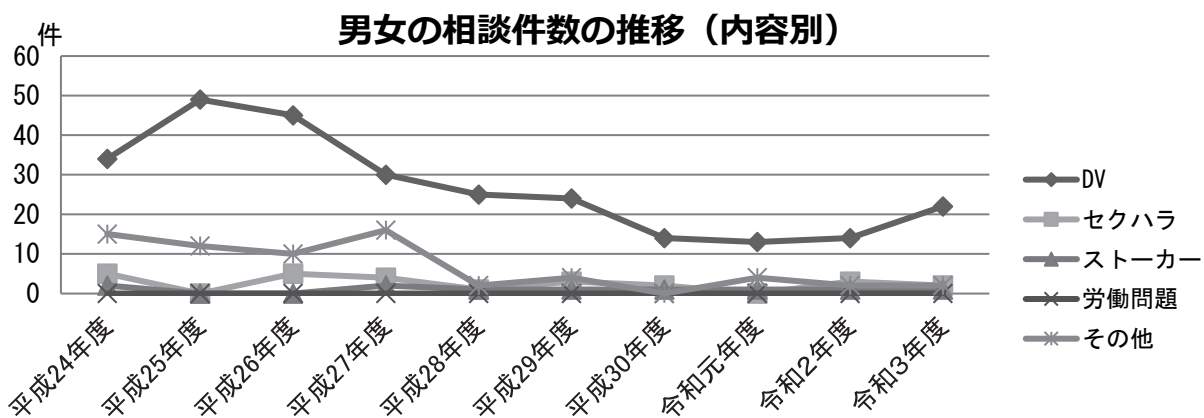
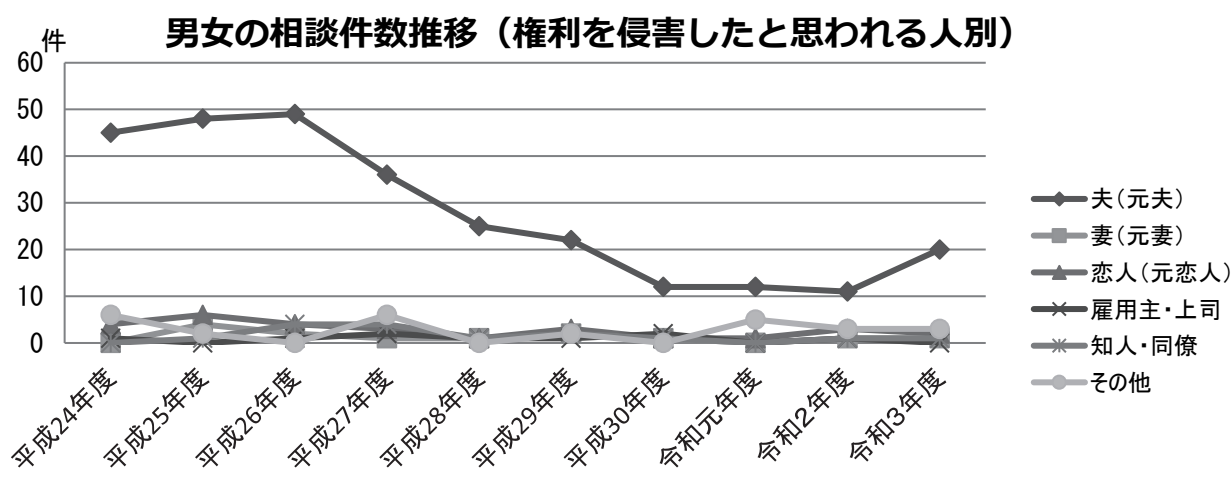


図7



ウ その他の相談（平成24年度～令和3年度）

人権オンブズパーソンは、管轄外の相談に関してもできる限り解決が図られるよう、必要に応

じて助言したり、専門的な相談機関を照会したりするなど、相談者の立場に立って対応しています。主な内容は次のとおりです（表2）。

年度	家族関係	近隣関係	金銭関係	高齢者関係	障害者関係	医療関係	労働問題	その他	合計	表2
平成24年度	9	7	1	2	6	1	3	32	61	
平成25年度	11	1	0	0	3	1	5	6	27	
平成26年度	9	0	0	1	1	0	6	13	30	
平成27年度	13	4	0	0	1	1	3	22	44	
平成28年度	9	3	0	0	7	3	2	11	35	
平成29年度	13	2	0	1	2	1	4	37	60	
平成30年度	13	0	0	2	3	0	3	24	45	
令和元年度	15	4	1	3	8	3	7	35	76	
令和2年度	9	2	2	1	1	1	3	12	31	
令和3年度	16	4	0	3	4	1	1	9	38	
合計	117	27	4	13	36	12	37	201	447	

（2）継続相談、調整活動の状況（平成24年度～令和3年度）

相談活動は、1回で終わるものがほとんどですが、相談内容によっては関係機関等との調整を行いながら継続させるなど、相談者にとってよりよい方法を探っています。受付件数に占める継続相談の割合は、毎年約20%で推移していましたが、平成28（2016）年度以降は30%を上回る状況も続いています。事案あたりの平均活動回数は4～5回となっています。継続相談では、調整・助言・支援等を行っており、実質的に迅速な救済につながっています（表3）。

年度	相談受付件数	継続相談件数	継続相談率	継続相談の活動回数	平均活動回数	年度	相談受付件数	継続相談件数	継続相談率	継続相談の活動回数	平均活動回数	表3
平成14年度	(257)	—	—	—	—	平成24年度	312	67	21%	218	3.3	
平成15年度	(312)	—	—	—	—	平成25年度	222	42	19%	127	3.0	
平成16年度	406	89	22%	340	3.8	平成26年度	198	47	24%	186	4.0	
平成17年度	328	68	21%	371	5.4	平成27年度	223	32	14%	102	3.2	
平成18年度	352	59	17%	250	4.2	平成28年度	147	50	34%	213	4.3	
平成19年度	256	52	20%	196	3.8	平成29年度	142	50	35%	361	7.2	
平成20年度	281	68	24%	287	4.2	平成30年度	152	36	24%	145	4.0	
平成21年度	291	59	20%	222	3.8	令和元年度	136	44	32%	193	4.4	
平成22年度	252	57	23%	313	5.5	令和2年度	110	43	39%	207	4.8	
平成23年度	277	58	21%	259	4.5	令和3年度	116	32	28%	167	5.2	
小計	2,443	510	21%	2,238	4.4	合計	(4,770)	953	23%	4,157	4.4	

（注）相談受付件数は、その他相談を除いたもの（子どもの相談と男女平等の相談の合計）です。

平成14・15年度は、継続相談の統計を取っていません。（継続に関する小計、合計欄には当該年度の相談件数は含みません。）

（3）救済活動の状況

20年間の救済申立て件数は199件で、内訳としては「子どもの権利に関する事案」が182件、「男女平等に関する事案」が17件でした。20年間の平均で9.95件になりますが、制度開始初年度は、救済が32件と平均の約3.2倍になっています。とりわけ男女平等に関する救済は、初年度に集中しており、その後は年1～2件で推移し、平成23（2011）年度以降救済申立てはありません（表4、図8）。子どもの救済内容では、いじめと学校等の不適切な対応に関する救済申立てが多く、平成29（2017）年度、平成30（2018）年度を除き並行して推移しています（表5、図9）。

ア 救済件数と内容

表 4	年度	救済 総件数	子ども	男女 平等	年度	相談 総件数	子ども	男女 平等
	平成14年度	32	21	11	平成24年度	11	11	0
平成15年度	19	18	1	平成25年度	7	7	0	
平成16年度	13	12	1	平成26年度	5	5	0	
平成17年度	9	9	0	平成27年度	3	3	0	
平成18年度	14	14	0	平成28年度	6	6	0	
平成19年度	10	8	2	平成29年度	13	13	0	
平成20年度	7	7	0	平成30年度	6	6	0	
平成21年度	11	10	1	令和元年度	7	7	0	
平成22年度	8	7	1	令和2年度	6	6	0	
平成23年度	9	9	0	令和3年度	3	3	0	
小計	132	115	17	合計	199	182	17	

図8

救済件数20年間の推移

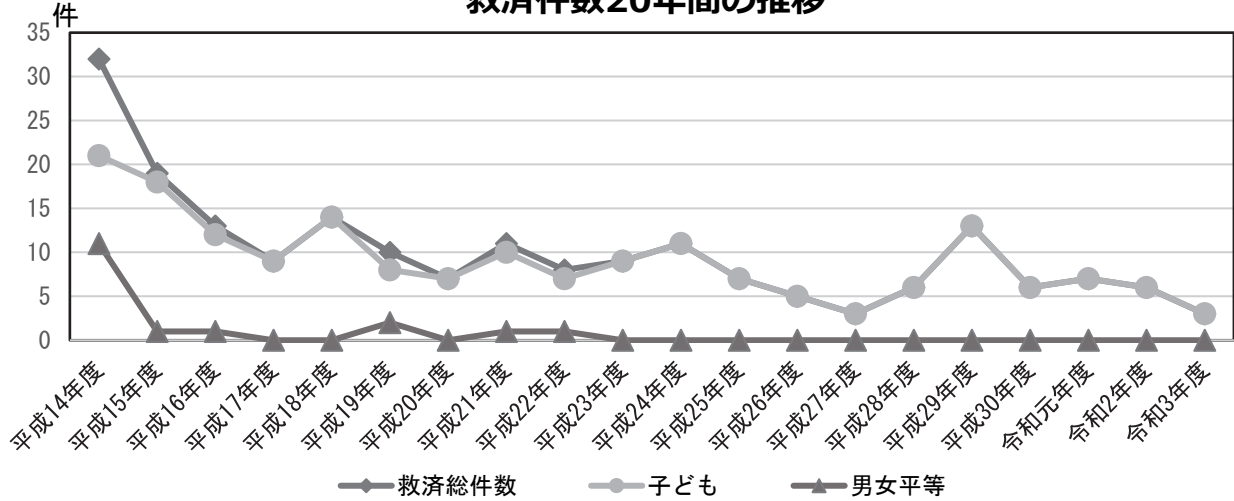
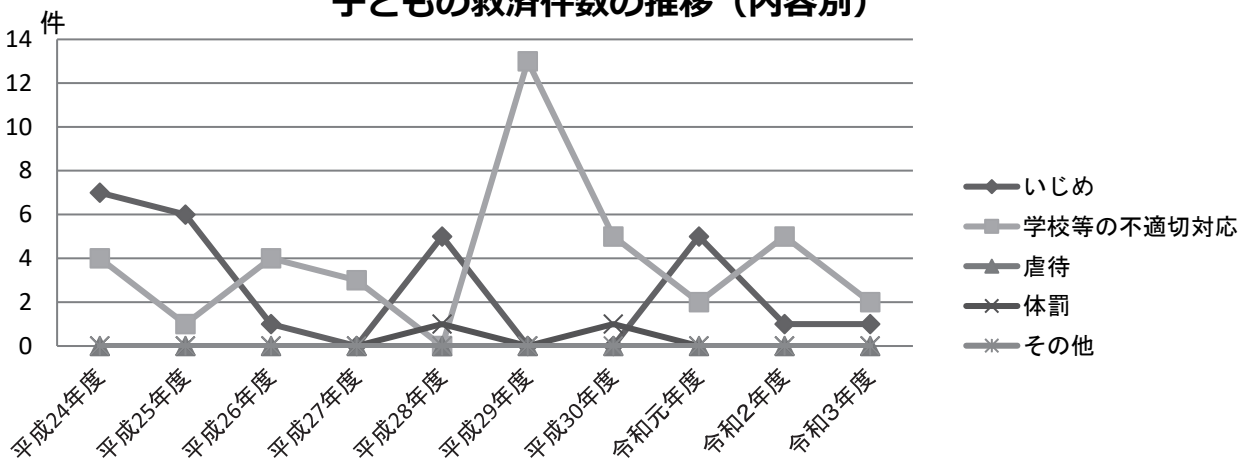


図9

子どもの救済件数の推移（内容別）



イ 救済活動の状況（平成24年度～令和3年度）

救済の申立てが行われると、関係機関等への書面調査や聞き取り調査を行うとともに、申立てた人や事案にかかわる生活環境等の現地調査や関係者への面談を繰り返しながら、問題の核心を

探り、申立てた人や関係者の将来により結果をもたらすよう最善を尽くします。人権を守り、人権意識を育てるためには、関係者の理解と協調の姿勢を得ることが大切であり、申し立てた人に対する状況の変化を見極める必要もあり、時間をかけ丁寧な対応を行っています。

このため、1事案あたりの平均活動回数は、少ない年では25回、多い年では57回となっています（表5、図10）。

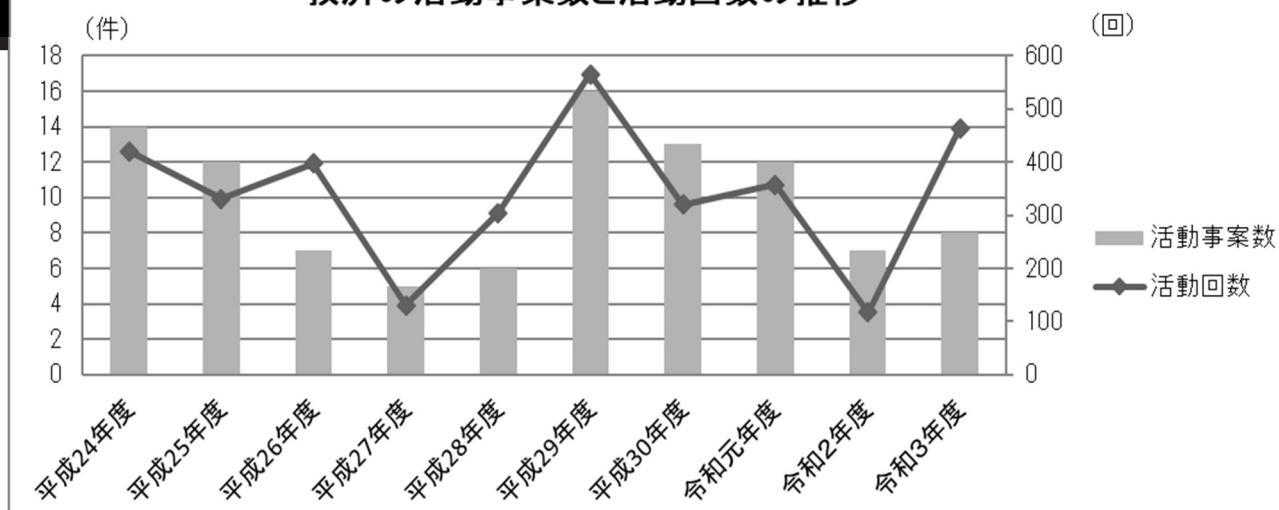
年度	受付 件数	申立て内容内訳（件数）	終了 件数	活動回数 (処理事案)	平均 (回)
平成24年度	11件	子ども11件／いじめ7件、不適切対応4件 男女0件	9件	約420回 (14事案)	30
平成25年度	7件	子ども7件／いじめ6件、不適切対応1件 男女0件	10件	約331回 (12事案)	28
平成26年度	5件	子ども5件／いじめ1件、不適切対応4件 男女0件	5件	397回 (7事案)	57
平成27年度	3件	子ども3件／不適切対応3件 男女0件	5件	130回 (5事案)	26
平成28年度	6件	子ども6件／いじめ5件、体罰1件 男女0件	3件	305回 (6事案)	51
平成29年度	13件	子ども13件／不適切対応13件 男女0件	9件	565回 (16事案)	35
平成30年度	6件	子ども6件／不適切対応5件、体罰1件 男女0件	8件	320回 (13事案)	25
令和元年度	7件	子ども7件／いじめ5件、不適切対応2件 男女0件	11件	358回 (12事案)	30
令和2年度	6件	子ども6件／いじめ1件、不適切対応5件 男女0件	2件	177回 (7事案)	25
令和3年度	3件	子ども3件／いじめ1件、不適切対応2件 男女0件	5件	464回 (8事案)	58

表5

【参考】子どもの救済活動では人権オンブズパーソンの活動の特徴がよく表れています。

- 対象機関への調査を始め、本人、申立てた人、関係者等との面談、事案発生場所への訪問などを積み重ね、多方面から問題にアプローチするために多くの関係機関に協力を求めるとともに必要に応じてカンファレンスを行うなど、申立ての原因となった事項を客観的に把握し、課題整理に努め、中立かつ公正な立場で調整を行っています。
- 子どもからの聞き取りでは、子ども自身がその思いや事柄を的確に表現することが難しい場合も多々あります。子どもが言葉に込めた真意を様々な方法で確かめながら、子どもにとって最もよい解決策を見出すため、全ての関係者との合意形成を慎重に行い結論を出しています。結論を出した後、一定期間子どもや子どもを囲む環境の変化を見極め、安心できる状況が確認できたところで事案終了の判断をしています。

救済の活動事案数と活動回数の推移



2 発意調査

発意調査は20年間で17件、平成24(2012)年度からの10年間では12件あり、全て子どもの権利の侵害に関するものとなっています(表6)。

表 6	No.	分類	調査開始年月・対象機関及び概要	調査終了年月日
	1	子ども	平成25(2013)年9月／教育委員会 ○体罰について	調査終了 平成25(2013)年11月
2	子ども	平成26(2014)年12月／教育委員会 ○教諭によるセクハラについての学校の対応について	調査終了 平成27(2015)年6月	
3	子ども	平成27(2015)年2月／教育委員会 ○体罰について	調査終了 平成27(2015)年8月	
4	子ども	平成27(2015)年8月／教育委員会 ○体罰について	調査終了 平成27(2015)年12月	
5	子ども	平成28(2016)年12月／教育委員会 ○体罰について	調査終了 平成29(2017)年2月	
6	子ども	平成28(2016)年12月／教育委員会 ○体罰について	調査終了 平成30(2018)年1月	
7	子ども	平成30(2018)年7月／教育委員会 ○教員の対応の問題について	調査終了 平成30(2018)年10月	
8	子ども	平成30(2018)年11月／教育委員会 ○学校の対応の問題について	調査終了 平成31(2019)年2月	
9	子ども	平成30(2018)年12月／教育委員会 ○体罰について	調査終了 令和元(2019)年5月	
10	子ども	平成31(2019)年2月／教育委員会 ○特別支援学級での権利侵害について	調査終了 令和元(2019)年5月	
11	子ども	令和元(2019)年6月／教育委員会 ○教員の部活動での不適切な行為について	調査終了 令和元(2019)年8月	
12	子ども	令和2(2020)年9月／教育委員会 ○教員の不適切な行為について	調査終了 令和4(2022)年1月	

3 意見表明・勧告

平成 24 (2012) 年度から令和 3 (2021) 年度までの 10 年間の活動の中で、平成 30 (2018) 年度に勧告を行いました。個別の権利侵害にかかわる調査結果に基づく勧告のため公表は差し控えましたが、概要は次のようなものでした。市内の子どもに関係する機関が、警察から少年法に基づく調査・捜査として任意の協力を求められ、同法の趣旨に照らした検討をせず、子ども同士のトラブルについての資料を警察に提供したことが、子どもの権利保障の観点から問題になりました。同機関の担当者は、本件は、警察の求めに応じるかどうかは任意の手続きであることや、警察に提供した資料は子どもの非行事実を認定する証拠となり得ることを理解していませんでしたので、担当者が理解できるよう必要な措置を講じるよう勧告しました。その後、是正措置の報告を受けました。

また、意見表明については、平成 24 (2012) 年度からの 10 年間では行った事例はありませんでした。

4 広報・啓発活動

平成 14 (2002) 年度の制度開始以来、人権オンブズパーソン制度の広報・啓発活動については、制度への理解や利用促進を目指して、継続して精力的に行ってきています。とりわけ市内全ての子どもに制度を知ってもらい、簡易に、かつ安心して活用してもらえるように、様々な工夫をしながら広報・啓発に努めてきました。

(1) 広報活動

広報活動のツールは多種にわたり、印刷物についてはおおむね平成 14 (2002) 年度から、映像媒体については平成 23 (2011) 年度から活用し広報しており、現在は次のような活動を行っています。

- ア 市政だよりによる広報
- イ 市ホームページによる広報
- ウ 制度案内パンフレット配布（庁舎、公共施設窓口、市内関連イベント等）
- エ 子ども相談カード配布（市内公・私立学校、外国人学校の児童・生徒、関連イベント等）
- オ 男女平等相談カード配布（庁舎、公共施設窓口、市内関連イベント等）
- カ チラシ「つらいときには 電話してみて」配布（市内幼稚園・保育所等、小・中・高等学校）
- キ CM放映・パネル展示（各区役所等庁舎内、川崎地下街「アゼリアビジョン」、公共空間等）



【川崎地下街アゼリア広報コーナーでの展示】

【子ども相談カード（表・裏）】

いじめや友達のことなどで、
つらいとき、こまっているとき、電話してね。
川崎市人権オンブズパーソン

子どもあんしんダイヤル(無料)
0120-813-887

このダイヤルは、川崎市の人権オンブズパーソンが担当しています。

相談時間
月・水・金曜日：午後1時～午後7時
土曜日：午前9時～午後3時
祝日・年末年始はお休みです。

0120-813-887 (子ども専用・無料)
044-813-3110 (大人の方向)

相談の申込みは、メールでもできます。

川崎市人権オンブズパーソン相談

検索

これまでの子ども教室の実施施設数の推移は、次のとおりです（表7）。

【実施施設数の推移】

実施年度	実施数	実施施設	実施年度	実施数	実施施設
平成18年度	6	中学校	平成27年度	8	小学校
平成19年度	6	中学校		4	中学校
	2	児童養護施設		2	児童養護施設
平成20年度	5	小学校	平成28年度	8	小学校
	5	中学校		4	中学校
平成21年度	6	小学校		2	児童養護施設
	4	中学校	平成29年度	8	小学校
平成22年度	4	小学校		4	中学校
	4	中学校		2	児童養護施設
平成23年度	2	児童養護施設	平成30年度	8	小学校
	8	小学校		4	中学校
平成24年度	5	中学校	令和元年度	8	小学校
	7	小学校		4	中学校
平成25年度	5	中学校		2	児童養護施設
	7	小学校	令和2年度	8	小学校
平成26年度	4	中学校		4	中学校
	2	児童養護施設	令和3年度	8	小学校（うち1校中止）
8	小学校	5		中学校	
4	中学校	2		児童養護施設	
	2	児童養護施設			
施設内訳合計				101	小学校（うち1校中止）
				72	中学校
				18	児童養護施設

表7

（参考）「人権オンブズパーソン子ども教室」参加者からの実際の感想（要旨）

●児童の感想

- 1人1人に権利があるから、人の権利を奪う事は許されないことが分かった。
- 悩みがある時は、友達、家族、先生などに相談し、困った事があれば人権オンブズパーソンに相談できることを知った。
- 名前を言わずに相談できることに驚いた。

●生徒の反応・効果

- 人権を学び、人に優しく接する事を心がけられるようにしたいと思った。
- 自分を守って、辛い事をためずにちゃんと誰かに相談したい。
- 言動だけでなく行動に気を付け、自分が誰かの悩みの種にならないようにしたい。

●教員の反応・効果

<小学校>

- 外部講師に話してもらうと、子ども達に相談がより身近なものに感じられると思った。
- 悩みが多くなる高学年のこの時期に話を聞け、とても意味があると思う。
- 「子ども教室」は、周知方法としてとてもよい。

<中学校>

- 生徒も、人権オンブズパーソンが身近なことでも相談できる機関だと知ることができた。
- 生徒も、「子ども教室」の実施で人権を考える機会になった。

ある日の「人権オンブズパーソン子ども教室」の様子・・・



●子ども教室では、まずはスタッフが制度や利用の仕方を説明し、相談の仕方についても、子どもの相談者と電話を受ける専門調査員とが実演する電話相談の様子を動画映像等により伝えています。知らない人に電話をすることは、子どもにとってもハードルが高いことなので、少しでも安心して相談できるよう、相談の仕方や電話のやり取りを見てもらい、小さな悩み事でも相談できることを知ってもらいます。最近あまり見かけることの少なくなった公衆電話の使い方も実演します。

●スタッフの説明と動画映像等の後は、人権オンブズパーソンによる講話です。講話では相談の事例を用いて、「相談した子どもはなぜ辛い思いをしているのか」を人権の視点からお話します。いじめやいじめへの向き合い方、自分を守る方法、個性や違いの尊重、命の重さなどについて、学齢や学校の状況等を考慮しながら語りかけていきます。講話の後はアンケートを回収し、こうしておよそ45分間の子ども教室は終了します。



子どもは、子ども教室を受講することで、電話相談や人権オンブズパーソンの講話に対し、様々な受け止め方をしていますが、「つらいときは おとなに相談する」というメッセージが着実に伝わります。子ども教室が終了すると、実際に人権オンブズパーソンには様々な電話相談が入ります。

(3) その他

ア 連携会議等

これまで、次の会議等に参加し、各局・関係機関等との連携を図ってきました。

(ア) 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議

人権及び男女共同参画関連施策の総合的な推進を図るため設置された。関係する各局・室・本部・区により構成する会議。

(イ) 川崎市要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として設置され、本市関係各局・区のほか、警察、司法、医療、要保護児童に関する団体等により構成する協議会。

(ウ) 川崎市DV被害者支援対策推進会議

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第9条に規定する被害者保護のための施策の総合的な推進を図ることを目的に設置され、本市関係各局・区及び国・神奈川県の関係部署、司法・医療・関係団体により構成する会議。

(エ) 川崎市人権尊重教育推進会議

川崎市立学校における人権尊重教育の深化を図り、子ども一人ひとりが尊重され、心豊かに共に生きる社会の形成者の一人として成長する教育活動を支援することを目的に設置され、本市関係部署及び学校関係団体等により構成する会議。

(オ) 川崎市いじめ防止対策連絡協議会

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例に基づき設置され、学校関係部署や行政関係部署等の中から委嘱された委員により構成する協議会。

また、これらの会議等のほか、市民文化局、こども未来局、教育委員会、各区役所等の関係部署との連携が不可欠なことから、各種庁内実務者会議をはじめ女性相談員連絡調整会議や民生委員児童委員連絡協議会、川崎市人権擁護委員協議会、市内市民活動団体等においても、参加の機会を得て制度の周知や情報交換、連絡・調整等を行っています。

特に、要保護児童に関しては、こども未来局こども家庭センター及び中・北部児童相談所と人権オンブズパーソンによる意見交換の場を適宜設けるなどし、カンファレンスへの関わり方等を協議し、相互理解を深めています。

イ その他の活動

(ア) 研修講師等

市教育委員会新任校長研修、市教育委員会人権教育推進校での講演、一般財団法人川崎市保育会園長研修、その他局及び区役所において講師として教職員や市民に対して講義・講演等を行っています。

(イ) 全国集会等

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムに、平成 14（2002）年度から参加しています。（※令和 2（2020）年度からはコロナ禍の影響により中止）

(ウ) 視察受け入れ

人権オンブズパーソンでは、これまで多くの視察を受け入れています。主な視察団体は次のとおりです。

地方議会

・三重県議会・広島県議会・千葉市議会・八街市議会・岡崎市議会・幸田町議会・四日市市議会・桑名市議会・東員町議会・京都市議会・宇治市議会・生駒市議会・大阪市議会・堺市議会・呉市議会・筑紫野市議会・久留米市議会・春日市議会・大野城市議会・太宰府市議会・飯塚市議会・飯田市議会・新潟市議会

地方自治体

・埼玉県・神奈川県・鳥取県・沖縄県・大阪府教育委員会・札幌市・目黒区・豊島区・相模原市・浜松市・名古屋市・豊田市・高山市・豊中市・吹田市・広島市・呉市・高知市・福岡市・久留米市・志免町・熊本市・都城市・小杉町教育委員会・世田谷区・豊橋市・八代市・足立区

外国

・グアテマラ共和国・中華人民共和国国家信訪局・大韓国民権益委員会・大韓国民保健社会研究院・大韓民国富川市・スウェーデン王国ストックホルム市・大韓民国京畿道・インドネシア共和国子ども保護省・大韓民国光州市・大韓民国ユニセフ国内委員会・ネパール

(エ) その他

平成 15（2003）年 3 月 12 日、参議院憲法調査会に目々澤富子代表人権オンブズパーソン（当時）が参考人として出席し、「基本的人権」について意見陳述を行いました。

1 活動 20 年の振り返り

(1) 座談会「これまでの人権オンブズパーソン活動と今後に向けて」

本市ならではの先駆的施策のひとつである「川崎市人権オンブズパーソン制度」が、運営を開始してから 20 年を迎え、これを機会に「子どもの権利侵害」と「男女平等にかかわる人権の侵害」について相談や救済の申立てを受け付けている同制度が、より効果的に認知度の向上が図れるようこれまでを振り返るとともに、今後の課題の展望について語っていただきました。また、子どもの権利及び男女平等にかかわる学識者からもお話を伺いました。

■開催日：令和5年1月11日（水）

■出席者：池宗 佳名子 代表人権オンブズパーソン（平成31年度～現在）

大崎 克之 人権オンブズパーソン（令和2年度～現在）

野村 武司氏（東京経済大学教授 第5期川崎市子どもの権利委員会委員長）

中野 裕二氏（駒澤大学教授 第2期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会委員

第2期川崎市多文化共生社会推進協議会会長）

相澤 照代 市民オンブズマン事務局理事・事務局長

相澤 太 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当部長（司会）

■会場：川崎市男女共同参画センター

司 会：まずは、人権オンブズパーソンのお二人にお伺いしますが、これまでの活動を振り返って、就任時の経緯や思い、人権オンブズパーソンの印象等、伺えますでしょうか。

池宗OP：弁護士になった当初から、少年事件に携わるという形で、子どもにかかわる仕事に就き、その後児童福祉に関する仕事、児童相談所関係ですとか、川崎市ですと要保護児童対策地域協議会に関わらせていただきました。その子どもにかかわる仕事を、人権オンブズパーソンとして携わることが出来るということで、是非やってみたいと就任を承諾させていただいたのですけれど、当初は、救済に入ると調整によって解決を図るといったこと以外、具体的な方法なり手法なりが何も決められている訳でもありませんし、明確に示されているものもありませんでしたので、果たしてどのような形で解決に導いていけるか、お手伝いができるかなと思っておりましたが、今現在、4年間活動させていただいて、非常にやりがいのある仕事だと、やればやるほど実感できる仕事だなと感じております。やりがいを感じる部分というのは、子どもの問題でも、男女の問題でも私たちとかかわることになったのは、何らかの原因があり、その何らかを抱えた人達が、不満であれ、怒りであれ、それから何も喋らないであれ、あらゆる形で、何も知らない私たちに対し表現をしてくれ、それを、その子、その人の目線に立って受け止める。そしてそれに基づいて、こちらが丁寧に話をすれば、立場の違いこそあれ、それに対応してくれる大人がいる。普段一弁護士としてでは、なかなかお会いできないような方にも、お会いすることができ、そこで、すごく丁寧に話をすると、動いてもらえる。人権オンブズパーソンという立場であると、実際に動いてもらえるということが、非常に大きい。さらにこちらがお願いした対応のみならず、それ以上

に一肌脱いで下さる大人もいたりして、これには本当に感動しますし、自分がそこにかかわれるということは、喜びでもあります。結果として子どもの表情が変わっていき、最後には、自分を取り戻して歩き始める。そこに携わっていただけることは、こちらの喜びでもあるし、やりがいを感じる場所でもありますし、最後にありがとうと言われた時には、本当に人権オンブズパーソンをやっていてよかったなと感じます。この活動を続ける中で、私が大事にしているのは、やはり主体的な解決、周りの人だとか、周りの大人、保護者ではなくて、相談をされた人、男女なり子どもなりに寄り添った解決といったところを非常に大事にしながら、仕事に取り組んでいる、そんなところです。

大崎OP：私が人権オンブズパーソンに就いた経緯については、弁護士として子どもの福祉に関して携わってきまして、児童相談所でも仕事をさせていただいており、そういった経緯で人権オンブズパーソンへの就任のお話をいただいたのかと思っております。就任時の思いですが、歴代の人権オンブズパーソンのお名前を拝見して、錚々たるメンバーがこれまで人権オンブズパーソンとして、活動・活躍してきた中で、私が果たして勤まるのであろうかという不安しかありませんでした。その後、実際に就任してみて、児童相談所に勤めていたころと同じく、子どもの権利や子どもにとって最善の利益とは何なのか、考えていたつもりではありましたが、人権オンブズパーソンの仕事をしてきて、やっぱり違ったといえますか、足りなかったということを強く思っていました。当時はどちらかといいますと、児童相談所の弁護士ということがありましたので、子どもの権利ということを考えていたつもりではあっても、やっぱり、どこかでどうしたらスムーズに進むかといったことを考えていたと思います。ところが、人権オンブズパーソンは、子どもと直接話ができるといった機会が非常に多く、相手が児童相談所であったり学校であったりする訳ですが、子どもから直に話を聞き、子どもはこのように考えているとか、まだまだ子どもの権利について、真に考えていなかったのだなと痛感させられて現在に至っております。

司 会：全国的にもまだまだ、このような制度を採用している自治体は少なく、人権オンブズパーソン自身も手探り状態で活動されてきた中でのやりがいや御苦労が伺えました。

野村教授：私も先ほどの自己紹介の中で、川崎市の子どもの権利条例を作るところから携わりましたといったことをお話ししましたが、その際に、国際的にも子どもの人権オンブズパーソンというものは、非常に注目されていて、国内では、川西市が子どもの人権オンブズパーソンとしては先行していて、これは子どもの人権救済のため、人権を保障し促進していくためには必須の仕組みだということで議論をしていたといった記憶があります。ただし、先ほど池宗人権オンブズパーソンからもお話がありましたように、これをどういった方法でやっていくのか、国際的な経験も必ずしも十分伝わってきていませんし、しかもヨーロッパのオンブズパーソンは、例えば個別救済はそれほど手掛けていないといったこともあって、十分な手法は伝わってきてなくて、特に川西市のオンブズパーソンの制度づくりの中で、どうゆう形でこれをやるのかといったところを、色々と議論した記憶があります。その意味で、制度を作る際にも、とにかく子どもの最善の利益は重要なだけでなく、子どもの意見とそれを尊重するという、子どもを解決の主体にして、解決したり改善したりしていくことが大事だということはわかっていたけれども、その具体的手法というのは、全ての人が未経験で、それであるならば作っていくということが重要であると思っています。その意味からも川西市や川崎市は、先行してその経験を積み重ねてきたことは、本当

に素晴らしいと思いますし、今でもこの仕組みのけん引役になっているということは、敬意を表したいと思います。

中野教授：私は、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会委員と、川崎市多文化共生社会推進協議会会長という立場からの発言となるかと思います。そのなかで、とりわけ多文化共生の分野に関していうと、御存じのとおり川崎市多文化共生社会推進指針の中で、人権オンブズパーソンの重要性を認め、出来れば外国人であること、あるいは外国籍であることを理由とする人権侵害等へも管轄を拡大して欲しいと、ずっとお願いしてきた経緯があります。それと、前期の人権尊重のまちづくり推進協議会では、人権問題や人権施策ということで、委員の中で議論になったのは、やはり救済です。そして、川崎市において、今後もっと人権オンブズパーソンの管轄を拡大していただきたいという議論になりました。先ほど兩人権オンブズパーソンから子どもに寄り添った解決策というお話があり、また、いわゆる非権力的な対応の利点も、川崎市人権オンブズパーソン令和3年度報告書を読ませていただいた中で感じています。とても良い制度であり、今、野村教授から御紹介のあった川崎市が先行して経験を培ってきた、積んできたという先駆的な事例であるということにも、敬意を表します。だからこそその他の分野にも、管轄を広げるといった可能性を考えていただけないかと、おそらく今日はこの話ばかりをするかと思いますが、それが正直なところです。

司 会：これまで人権オンブズパーソンが取り組んできた事例を通して、現制度の有効性、あるいは課題について、どのようにお感じになられたか、さらには感じられたことをその後の活動にどのようにつなげられたのか伺えますでしょうか。

池宗OP：解決手法として、野村教授がおっしゃったように、作っていく、運用しながら作っていくということが、ここに来て、歴代の人権オンブズパーソンの方々を作ってくれたものがあるということ、実は非常に感じておりまして、関係機関との調整ができるということは、一朝一夕にできることではないなど、非常に強く感じております。私が入権オンブズパーソン活動の中で、まず何をするかと申しますと、まずは子どもの思いの主訴をつかむこと。この主訴をつかむことが何よりも大事で、そのためには、例えば相手が子どもならば、自分が子どもの目線に立つことは当然ですが、子どもの感覚であるとか子どもの感じ方、言葉にならない、表現するのが非常に難しい部分を、子どもに合わせ感じ取ることも、とても大事ななと思っていて、それを感じ取らなければ、その子が一体何に苦しんでいるのかがわからなくて、解決に導くお手伝いがとても難しいと思っております。解決のお手伝いをするにあたっては、先ほども申し上げましたとおり、主体的な解決を目指すことから、その子自身が救われることが大事であって、学校の制度ですとか、どうかと思うことは多々ありますが、それを私どもが持っている力、例えば意見表明といった手法を持っているとか、その他の手法があったとしても、それを使うことによって、目の前に居るその子が救われるのかどうかといったことを考えねばならないと、常々感じております。そこに視点を置いて活動するには、非強制的な調整という方法は、すごく良い手段で、柔軟性があって、一人ひとりの子どもに寄り添っていくことが可能な方法だなと思っています。それを実践するには、弁護士の言うところの交渉力が必要なのかなと強く思っています。結果的に双方がウィンウィンの関係にならなければ、相手方は要求された事項は受けていただけないのかなと常々思っておりますので、その事案の中でお互いがウィンウィンになるにはどうしたらよいかを考

えながら行動する、といったことを実践しています。これを実践するにあたっては、これまで歴代の人権オンブズパーソンの方々が、積み重ねてくださった関係機関との連携の仕方だとか、事案の蓄積があることは非常にありがたいことだと感じております。しかしながら、これを実践するためには、人権オンブズパーソンだけの力では到底及びません。人権オンブズパーソン制度を支えているのは、実は専門調査員に因るところが大きいと思っており、力のある専門調査員と一緒に活動することで、事案の対処も変わってくると思っております。今後の課題としましても、専門調査員についてでして、力のある方は、対人援助をしているような機関なら、どこもが欲しいと思い、取り合いになっているような状況ですので、力のある方はもちろん、やる気のある方や高い志のある方と一緒に私達の成長もあるものと感じておりますので、そういった方をどのように育てていくか、また私たち人権オンブズパーソンも成長していくか、といったことが課題なのかなと思っております。

大崎OP：私も池宗人権オンブズパーソンのお話と重複する部分が多くありますが、就任して一番感じたことが、この制度では強権的な解決手法が取れない。弁護士をしておりますと、証拠を基に事実を認定して、そこに法律を当てはめ、答えを導き出すというような解決の仕組みですが、紛争が起こったときは、そういった仕組みを使って裁判所が最終的に物事を解決する、といった流れの中で弁護士活動を行ってきました。ところが、人権オンブズパーソンに就任して、個々の救済申立てを読み返して、ここで強権的な解決手法を取れないといった歯がゆさを感じ、人権オンブズパーソン制度の限界、あるいは有効性を否定的に感じた時期もありました。ところが、人権オンブズパーソン条例の第1条の規定に、制度の目的が非常に端的に書かれておりました、読んでみると、サッと読み落としてしまいそうなほど、簡潔に書かれておりますが、救済申立てを簡易にできるということ、市民の理解と相互の協調の下解決すること、さらに迅速かつ柔軟に人権救済を図るとされています。就任当初は、先ほど申し上げましたとおり、疑問が生じておりましたが、これは裁判制度を念頭に置いたことによる疑問であることに気付きました。この条例第1条の文言を読み返しているうちに、裁判とは異なった解決の仕組みなのだと気付くことが出来ました。一義的な解決ではなく、その事案に即した柔軟な解決を図っていく、それから制度には強制力はありませんが、それが無いが故に、関係機関等、子どももそうですが、ざっくばらんにお話ができる、そういった中で迅速に、簡易に救済を図っていく、制度自体が素晴らしい、そもそも裁判制度とは異なった目的、意義を有している制度なのだと気付いてからは、これまで感じていた疑問は抱かなくなりました。むしろ裁判をしないで、人権オンブズパーソン制度の救済申立てを利用するメリットを、市民に十分享受していただくためには、どうしていかなくてはいけないのか、どういった活動をしていかなければならないのかと考えるようになりました。

司 会：これまでの人権オンブズパーソンが取り組んできた活動の中で、関係機関との調整において特に留意されたことはどのようなことですか

池宗OP：先ほどの話の中で少し触れさせていただきましたが、例えばその相手が、子どもに関する機関であれば、その機関も子どもの最善の利益のために活動している機関です。お互いに立場が違うだけの話であって、目的と目指しているところは双方同じであることから、やはり相手に対し、敬意を払う必要があると常々思っています。そのことを念頭に置いて、目の前の課題にどう対応できるかを常に意識しています。それを交渉術的に申しますとウィンウィンの関係になる

にはどうしたら良いかといった考えなのかなと思っております。

大崎OP：私も池宗人権オンブズパーソンの考えに同感です。裁判の中で弁護士は、いかに相手側の落ち度を探るかといった視点となってしまいますが、人権オンブズパーソン制度が、十分に機能を発揮するためには、一次的に子どもと接している機関の方や先生方、職員の方々の活動の機会を尊重しなければならない、という風を感じております。我々がジャッジするのではなく、一緒に向き合い、どうして問題が起きたのか、どうすればより良くなるのかを一緒に考えていきたいというメッセージを、実際の言葉にしたりしなかったりしながら、お互い一緒に考えていこうといったスタンスで臨んでいます。

野村教授：実際、ウィンウィンの関係になることは難しいかと思えます。しかしながら、今、池宗人権オンブズパーソンの言われたことを、私なりに解釈すると、最初の段階では、お互いが対立的な関係に見えている場合でも、一方が子どものためにやらなくてはいけないと思えてくるのが、ここで言うウィンウィンの関係なのかなと思うとすると、やはり、先ほどのお話であったように、どの機関においても、子どものために、子どもの最善の利益を考えているといった意味では同じ立ち位置に立ち対立的ではない、客観的に見ても対立的ではないといったところに、調整する機関があるのではないかと、ただし、それぞれの機関は大人が担っておりますので、大人の最善の利益というものが、実は子どもが考えている利益と微妙に食い違っていたり、あるいは大きく食い違っていたりすることがあって、そういった意味で人権オンブズパーソンの役割というのは、子どもの気持ちであるとか、思いであるとかを、きちんとその解決の場で乗せていってあげる。こういう風に子どもが考えているのだといったことを代弁するといったことが非常に大きいかたと、その子どもの意見を代弁して、相手方がそれを聞いた時に、「あっそういう風に考えていたのか、こういう風に思っていたけれど、子どもはこういう風に考えていたのか」といったところに、先ほど伺いましたウィンウィンのきっかけがあるのかなと感じました。このオンブズパーソン制度はどういったものですかと聞かれた時に、よく言いますのは、やはり様々な関係機関からきちんとした距離感を持って、子どもの思いや意見や考えを代弁する、そういった機関です。と色々な場面を通じてお話をすることが多いのですが、やはり、子どもの最善の利益といったときに、大人の紛争に巻き込まれると、それぞれ様々な子どもの最善の利益が現れてくると、そこで、子どもがこう考えていると、子どもの意見を尊重するという、その役割を担っているといったところが大きいと思い、お話をさせていただきました。

中野教授：質問となりますが、子どもの権利の相談、救済の中で、外国につながりがあることとか、そういったことが事由になるような事案を扱われたことはありますか。またそういった場合には、日本人市民の子どもと違って、どういった点に留意するか、これまでの活動の中で、そういった事例がありましたら御教示お願いします。

池宗OP：相談を受け付けたことはあります。外国につながりがある故の相談も受け付けたことがあります。その際には、その子の背景にもよるかと思いますが、保護者の方の背景も一緒に考えることが大切かなと考えておまして、様々な文化の中で生活してきた方が、今たまたまここにいるといったことですので、そのあたりを踏まえながら、御相談には応じるよう、心がけています。

大崎OP：私も相談では何件か受け付けております。ただし、相談者が外国籍だから起こったといった問題というよりも、国籍等関係なく、バックグラウンド関係なく起こりうる問題として、相談は多

く受けております。それから、救済申立てという形で1件、外国籍の方の子どもの権利の関係で、扱いました。危惧されておられるような、外国籍であることが原因の一つと思われる事案でした。

中野教授：そういった場合は、外国籍であるか否かに関わらず、子どもが持っている状況というような観点で対処される。そういう理解でよろしいでしょうか。

大崎OP：私の扱ったケースでは、中野教授のおっしゃるとおりです。ただし、外国籍であるがゆえの他のケースとは違う特色もあると思っておりますので、そのあたりを十分留意して活動してきております。

中野教授：はい。ありがとうございました。

司 会：ここでテーマを少し広げさせていただきまして、人権に関し全般的に、皆様からお話をいただけますでしょうか。

相澤局長：人権オンブズパーソンで御相談を受ける内容は、約7割が子どもからの相談で、残りの3割位が男女平等に関する事となっておりますが、男女平等にかかわる権利の関係ですと、直接人権オンブズパーソンで何かを講じて救済に至る、私はこの部署に就いてまだ1年目ですが、そういった展開に至った事例は特になく、子どもの権利侵害への相談や救済を中心に活動していると、常々把握させていただいております。こういった背景も踏まえ、今後、人権オンブズパーソンがどのような方向性をもって活動していくかを考えたときに、子どもの権利侵害と男女平等にかかわる権利の侵害を一緒に扱っていく難しさが生じてくるのではないかと、感じております。子どもへの権利侵害は、その内容が深くなっている、難しくなっている。そのような状況の中で、男女平等にかかわる権利の侵害を一緒に扱っていくことを、どのように捉えていらっしゃるか、皆様から御意見をいただけたらと思っておりますがいかがでしょうか。

池宗OP：私たち人権オンブズパーソンは、現在2名体制で活動しております。最近言われていることに、社会的養護が必要な子どもへのアドボケイトの話があり、そこへの対応についても、考えていかななくてはと考えておりますが、元々川崎市は、社会的養護にある子どもへのかかわりの仕組みはあって、人権オンブズパーソンもそこへ少しかかわっていました。最近この方法を少しだけ変えたところ、子どもからの声を拾いやすくなりましたが、私たちはかなり多忙になりました。子どもに関する活動の範囲はとても広いです。つまり、子どもという範疇でくると先ほど中野教授がおっしゃっていた外国につながるのある方々も含めて、全てが網にかかってくるような状況でして、ものすごく広く多岐にわたっています。実に様々な子どもがいますし、不登校の子どもも増えておりますし、今なお続くコロナ禍も影響したりしています。このような状況を考えると、現在の人権オンブズパーソン2名体制で対応していくことは、子どものことだけでいっばいいいばいな状況です。このような中、男女平等にかかわる人権侵害への対応についてどう考えるかでして、具体的には、相談件数が少なくなっていることを、どのように解釈していくべきか。人権オンブズパーソン制度が始まった当初の頃は、男女平等に関する相談機関が、それほど多くはなかったといった状況が変化し、今は相談機関も増え、相談体制も充実してきたことが一つの要因かなと考えております。また、今現在も言われている課題として、SNSに関することが挙げられます。各相談機関においては、SNSをどのように活用していくかといった課題を抱えているかと思っておりますが、おそらく今現在、人権オンブズパーソンに架かってくる電話のうち、

男女平等に関する相談をされる方は、あまりSNSを使われない方ではないかと感じ取れるところもあります。よって、男女平等にかかわる人権に関しては、人権オンブズパーソンの役割がないかという、そういった方々への対応については一定程度の必要性があるのかなと思います。とはいえ架かってきた電話に対してどう対応するか、救済申立てまである相談をどうするかを考えたときに、そこはやはり人権オンブズパーソンではなくて、弁護士がふさわしいのではないかといった事案が、かなりの割合であります。そうしますと、私たち人権オンブズパーソンは、ここでは弁護士としては働いておりませんので、その先の展開を考えた時に、人権オンブズパーソンによる解決、ようするに非権力的な解決では厳しい事案もかなり存在するのかな、といったところが正直なところですよ。

大崎OP：先ほど局長の方から数字で示されたとおり、子どもの相談と男女の相談では、相談件数のアンバランスを感じております。しかも全体から見たら約3割しかない男女平等にかかわる人権相談の多くがDV等となっております。そうしますと、人権オンブズパーソン制度の独自性、権力的ではなく、相互の協力のもとに柔軟に解決していく。なかなかその特性を發揮しづらいといったところがあります。特にDV等では、何はともあれ安全なところや警察に行く、シェルターに行く、そういったところが最優先となりますので、人権オンブズパーソンの活動とは、なかなかリンクしづらい、特性を發揮するのが難しくなってしまう。という状況にあるのかなと思っております。それが仕方がないことなのか否かと思うのか、せつかく子どもの権利だけではなく、男女平等にかかわる権利侵害に関しても担うといったことであるならば、やはり、これで仕方がないではなく、どういったところに意義を見出すのかを考えていかななくてはならないのではと思っています。具体的な検討をしている訳ではありませんが、例えば、中野教授からのお話にもありましたとおり、人権オンブズパーソンの管轄を広げていくとしますと、男女間の対立を越えて、性に関すること、性的マイノリティへの差別などに関して、人権オンブズパーソンとして切り込んでいく。そういった相談を受けられるようにする。こういったことも一つの道ではないか。という風に考えております。しかしながら、人員、マンパワーの問題ですとか、具体的に相談を受けた際に、どのように人権オンブズパーソンの特性を發揮してゆけばよいのか。そういったことは考えずに例えばの発言をしておりますが、そういった方向性も、今後は考えていかななくてはならないのではと思っています。

野村教授：もともと人権オンブズパーソンは、子どもと男女にかかわる人権を管轄するようになったのは、調べなければわかりませんが、当時の時代状況の中で、人権オンブズパーソンといった時に、子どもと男女にかかわる人権を管轄するといえば、比較的「あっ、そうだよな。」といった形で捉えられていたと思います。川崎市の組織としても、男女と人権が同じ組織として組織立っているのもそういった経緯があるのかなと思います。一方、国際的に視野を広げてみると、ヨーロッパ諸国では、北欧型のオンブズパーソンであったり、イギリス型のコミッショナーであったりと、いろいろとある子どもの権利救済として独立した救済機関ですが、一方、国際連合子どもの権利委員会が「これもよいだろう。」と言っているものの一つとして、例えばお隣韓国であるとか、モンゴルやタイだとかでは、国家人権委員会といったものがあって、その委員会の中に子どものセクションを置くと、これも重要だと言っております。アジア諸国では、国家人権委員会の中に子どものセクションを置くといった傾向となっております。そういった意味でいうと、子ど

もと男女では少し中途半端ではないか。先ほど、中野教授からのお話で管轄の拡大といった観点からいうと、もう一步踏み出して、川崎市は人権救済機関という形をとる、といったところも一つの選択肢かなと思います。ただ一方で、子どもの問題というのは、子どもの立場が権利侵害を受けやすいということと、子ども自体が、今ある救済手段を、なかなか活用しづらい状況にある。こういった様々な理由で、子どもの救済機関は大事であると、国際的にも思われています。人権オンブズパーソンの相談内訳では、子どもの相談が約7割と伺いましたが、子どもの問題が増えてくるのは、当然の傾向かなと思います。ただし、今は男女といった形になっておりますが、大崎人権オンブズパーソンからも「男女といったくりでいいのか」といった問題提起もありましたが、川崎市では一步踏み出して、人権救済機関を設置するといったことを念頭に置くのも、一つの選択肢かなと思います。

中野教授：人権尊重のまちづくり推進協議会の前期の答申の中でも、人権救済手続きを拡充して欲しい、というお願いをしました。現在、人権オンブズパーソンが、子どもそして男女平等にかかわる権利侵害の救済手続きを担当している。先ほど私は外国人の話をしていただきましたけれど、同じ川崎市の中にとっても有効な制度がありますが、正直なところ、手が届きそうで届かないところにある。なので、協議会の中では、人権オンブズパーソンの管轄の範囲を広げてもらうか、それとは別に、それぞれの人権救済手続きを設けて欲しいとお願いしたところですが、先ほどお話がありましたように、今の人権オンブズパーソン2名と専門調査員の体制では、対応しきれないといったことは理解しております。これは川崎市がどのように考えるかといったところになりますし、お願いといった形にはなりますが、どちらかの方法で子どもと男女平等以外の分野に関し、川崎市なりの人権救済の手続きを設けて欲しいというのが正直なところですが、例えば、また外国人の話になりますけれども、外国人だという理由で、民間アパートを借りにくいという事実はずっと前から指摘されています。これを、人権オンブズパーソンの手法で、大家さんと当事者との間に入って、調整等できるのではないかと個人的には考えています。それと一つ質問になりますが、先ほど専門調査員の力が非常に重要だというお話がありました。単純な質問で恐縮ですが、専門調査員の方というのは、どういったバックグラウンドを持った方か、知識やスキルですとか、どういったものを持った方を採用しているのか教えていただけますでしょうか。

相澤局長：専門調査員は、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、公認心理師のいずれかを有している方、もしくは、大学、大学院又は専門学校で心理学、教育学を専攻する学科若しくは社会福祉に関する科目を修め卒業した方、また、上記と同等以上の能力を有すると認められる方を資格要件として選考しております。

中野教授：今の資格要件は、現在の子どもと男女平等に関する事案を取り扱うのに適切だと判断して資格要件としているという理解でよろしいでしょうか。

相澤局長：そのとおりです。

中野教授：ありがとうございます。仮に、人権オンブズパーソンの管轄を広げたとすると、また、これも仮の話であり、理想ですけれども、専門調査員を増やせるとしたら、広げた管轄に関するそれぞれの分野に応じた別の資格要件を設ける、といったことでよろしいでしょうか。

池宗OP：子どもの話に戻りますが、例えば、学校の先生は志を持って先生になられた、「子どものためになるならば仕事はいくらでもやる。」という方も多い中でも、色々な問題にぶち当たって、す

ごく大変な状況になっている時とかに、我々が関与して、お互いに「子どものため」ということでやっていく時に、子どもの主体的な解決につながっていくのだと思います。実際にそれをやるにあたっては、子どもの声が拾えることがとても大事で、私は職業柄子どもから要件事実に関すること、つまり解決に必要なことばかり聞きたくなってしまうのですが、そうではなくて、専門調査員の力が必要です。専門調査員は、子どもが言葉に表現できないものもキャッチできるような力、たぶんケースワークを経験したことがある方、かつそれをスーパーバイズ的な立場でもコントロールできるような視点も必要であり、そういった仕事だと思っています。そうなりますと、先ほど局長からお話があったようなバックグラウンドが、経験が必要となってくると思っています。先ほど、人権オンブズパーソンの管轄を広げるのか、あるいは、それとはまた別に、それぞれの人権救済手続きを設けるのかといったお話がありましたが、私が最初にお話ししましたとおり、解決手法というものは、積み重ねていくもので、これまでの先輩方が蓄積してこられたものへ、私達も少しでも加えることができたらしら活動させていただいておりますが、やはり決して簡単ではない、白黒つける方がよほど簡単であって、そうではない解決をするには、一朝一夕にはできませんので、厳しいものがあります。これまでの先輩方が蓄積してくれたものがあっても、難しいのが現実です。個人的な意見を言わせていただければ、人権オンブズパーソンは、子どもの権利に特化できればと思っております。先ほどのお話からも、管轄については、さらに男女平等を越えて、様々な問題に対応できるような組織を作れるのであれば、それにも挑戦してみたいところですが、少なくとも現状は、子どもは大人と違って、権利被害を受けやすいプラスアルファ、やはり他の解決手法を知らない、選択困難というところが大きいので、できれば子どもを中心に活動していきたいなと思っております。

野村教授：先ほどから調整という話が出ておりますが、間違っはいけないのは、ある権限を持っていて、あるいはある責任を持っていたけれど、その責任や権限にとって代わるものではない、ということだろうと思います。調整というものは、要はその人達が持っている、責任だとか権限を、よりよく発揮していくために、何ができるかということが、たぶん調整、権限だと思っておりますので、調整だからといって、そこをとって代わってしまったら、また別の意味合いを持つてしまうということが一つあります。また、専門調査員ですが、多職種で構成されているということは、例えば、臨床心理士、公認心理師、精神保健福祉士、あるいは社会福祉士、とその職種というのが、実は一つの職種ではできない意味だと思っております。つまり、専門性は大事ですが、一つの職種でできないから、多職種でやっているのだと。たぶん人権オンブズパーソンも、今は弁護士2名ですけど、本当に弁護士弁護士した弁護士の方がやったら、たぶん失敗すると思っております。それは、池宗人権オンブズパーソンも大崎人権オンブズパーソンも、普段なされている弁護士の仕事と違うことをなされている。そういった意味では、弁護士といった職種だけでもできない。そういった意味合いがあるかと思っております。例えば、人権オンブズパーソンの管轄を広げていった時に、必ずしも職種が増えるという訳ではなくて、むしろ自分の専門性に固執して、「心理は心理のことしかやらない。」とそれだけしかやらない方では、逆に困ってしまう訳です。専門性を発揮するのですが、どこかで自分の限界を感じて、少しはみ出してみるとか、あるいは他の人の意見を聞いてみるとか、そういった共同作業ということが大事であって、専門性を生かすと同時に、自分の限界を理解したうえで、共同作業を図っていくということです。ただし人権の管轄を

広げる中で、外国語の素養がある方が、ひょっとしたら必要かもしれませんが、職種が増えていくというよりも、職種の中で対応できるものが広がっていきますので、その限界を、その専門性の限界をどのようにカバーしていくのかといったことが必要となってくると私は思っております。

中野教授：ありがとうございました。

相澤局長：人権施策に関する救済手続きについて、多種多様な範囲に広げていくといったことは、本市としても必要なことと捉えております。しかしながら、現行の人権オンブズパーソン制度においては、子どもの権利に深化していくといくことも必要なことなのかと考えています。相反することではありますが、市として取り組まなければならない課題だと思っておりますし、それがどういった形がベストなのかについても、今後、人権を所管する関係部署とも調整させていただきながら、人権問題を考えていけたらと思います。

司 会：本日、皆様から伺いましたお話からも、人権の大切さを改めて感じることができました。最後に皆様から一言お話をいただけますでしょうか。

池宗OP：話が広がりすぎましたら申し訳ありませんが、本当によくお話いただきますのが、SNSを活用して相談を受け付けないのかということです。今の時代においてSNSは、切って離せないもの、子どもからも、これを切って離すということは、もうできないだろうと思っておりますので、何らかの形でこれにかかわっていかなくてはと思っております。ただし、人権オンブズパーソン制度に、これを直結させるというのは難しいと感じています。やはりそこは、私たちは単なる相談ではなく、救済まで行うということから、なかなか難しさがあると思います。だからといって排除するのではなく、そこに私たちがどうかかわれるかを考えていければなと思っていて、アイデアはいろいろと「こんな事やってみたい、あんな事やってみたい。」と出てきますが、それを実現するためにはどうしたらよいかかわからないので、いろいろな機会を通じて、知恵を寄せ集めて、議論が進んでいくとよいかと私は思っています。

大崎OP：池宗人権オンブズパーソンのお話にもありましたが、歴代人権オンブズパーソンの蓄積がありまして、未だに参考にさせていただいております。個々の事案は、もちろん相違しておりますが、自分で悩むことも多くありますことから、過去の人権オンブズパーソンが、どのように考えていたのか、どのように活動していたのか、非常に参考にさせていただきました。私がよく考えてしまうのが、この先の20年のことです。次の20年を考えた時に、今の社会情勢の変化の早さは、身をもって感じており、今まで経験したことがないことが次々と起こりました。私が人権オンブズパーソンに就任した3年前はコロナ元年と呼ばれる年で、令和2年4月に就任してから、即学校が休校となりました。子どもが学校へ登校できない状況でして、それでは6月からは分散登校をしてみようと、子どもはバラバラに学校へ登校することとなりました。給食は全員前を向いて、黙って食べましょうといったこともありました。こういった今まで経験したことがないような事態が起きた時に、悩んでいる子どもからの話は聞きながらも、これについて悩んだところで、過去を見てもその答えはありませんでした。自分の頭で考えて対応しなければならぬということで、これからもこういった問題は、必ず出てくると思います。ガラッと状況が変化したり、今まで経験したことがないようなことが起こったりすることは、この先20年の間にも必ず起きてくると思います。そういった中で、人権オンブズパーソンというのは、社会の制度の一

つとして、対応していきながら、時々的情勢によっても、考えるのは子どもの最善の利益といったところに立ち返って、柔軟に解決していく。そういったことをしなければならないと考えております。

野村教授：こども基本法とこども家庭庁のお話です。これで市町村の役割がなくなる訳ではなくて、むしろ国の全体の法体系からすると、ますます重要になってくると思った方がいいということと、今「こどもまんなか社会」ですとか「異次元」といった言葉が飛び交っておりますが、やはりそういった言葉とは別に、子ども最優先の予算配分をしていくということが、市にとってとても重要な時期にきていると感じております。それと私が外から川崎市の人権オンブズパーソンのことを拝見していると、少し苦言的に申し上げますと、オンブズパーソンの仕事というのは、個別救済と制度改善と普及啓発の3つがあると思います。これは川崎市に限らず、日本のオンブズパーソン制度、その仕組みというのは、かなり個別救済に傾斜した仕組みとなっております。しかしながら考えてみると、これが他の自治体にかかわったり、他の子どもにかかわったりと、よく考えてみますとたくさんあって、そうだとすると個別救済と同時にやるかは別にして、制度改善というものはとても大事なことで位置付けていくことと、それから普及啓発というものも、第3期の川崎市子どもの権利委員会の答申が相談・救済に関することですが、どちらかというところでも、人権オンブズパーソンを知ってもらうといった意味の普及啓発であったり広報啓発であったりしたものでしたが、そうではなくて普及啓発にはもっと重要な意味が含まれていると思っています。先般10月に、アイルランドやスコットランドに行って視察してきましたが、普及啓発というのが非常に重要なテーマになっていて、子どもが自分の人権のことについて、よく知るという重要性、しかも子どもが意見をきちんとというといったカルチャーであるとか、あるいは社会環境を整備していくといった意味でも、普及啓発というのは独自の重要な役割があって、それを是非展開していただきたいなと思っているのと、私も今別の自治体で活動しているので、自戒の念も込めて申し上げます。

中野教授：今日、私は最初から、人権オンブズパーソンの管轄を広げて欲しいといったところから出発しましたがけれど、やはりお二人の人権オンブズパーソンのお話を聞いたり、今までの経験の積み重ねが必要であったりなど、幅を広げてしまうと、薄くなってしまおうという点や事情があることがよくわかりました。同じ川崎市の中で、委員会に所属していながらお隣のことはこれまでよく知らなかった、というのが正直なところでした。ずっとお願いすることばかりでしたが、今日いただいたお話を聞いて、どういった形で、外国人にせよ、その他の人権問題にせよ、相談ですとか救済ですとかが図っていける制度が構築できるのか、そこへ向かっての今後の協議会での議論の中で行っていきいたいということが、今日の感想です。それと川崎市では、いろいろな相談窓口はあって、やはりお互いが連携できるところは連携しあって、限られた人材や時間を有効に使っていかなくてはいけないと、だから横のつながりをもっともっと、関係する協議会等の相互のつながりがそうですし、横のつながりの中で考えていけることがあると思いました。

相澤局長：先ほど野村教授からも、子どもが人権について知る機会が必要だと、お話をいただいたところですが、今、人権オンブズパーソンでは、小学校、中学校を対象に、子ども教室といった周知・啓発活動を開催しております。私も何度か参加させていただきましたが、子ども教室は、子どもにとって、人権とは何だろうといったことを知る非常に良い機会になっていて、実際に相談を受

ける人権オンブズパーソンが子どもに顔を見せ、直にお話をする機会であり、子どもも自分達が、何について、どんな権利を持っているのか知らないところを理解できる一場面になっていると思います。また現在、中学校で習う公民の教科書には、川崎市の市民オンブズマン制度が紹介されておりますが、今後は人権オンブズパーソン制度についても紹介したいというお話もあり、この制度を皆さん知っていただくいい機会になるのではと思っております。さらに、これからも子ども教室は続けてまいります。これ以外にも、また違った機会を捉えて、人権についての周知・啓発を進めていきたいと、人権オンブズパーソンのお二人からも伺っておりますので、企画立案等、事務局の宿題として捉え、取り組みを展開していければと考えております。



司 会：本日は長時間にわたり、貴重なお話をいただき、ありがとうございました。

(2) 専門調査員の寄稿 専門調査員の職務と20周年にあたっての思い

専門調査員 和田 美晴

人権オンブズパーソン専門調査員の主な仕事は二つあります。

一つ目は“子どもあんしんダイヤル”と男女平等にかかわる相談電話を受けることです。近年スマートフォンの普及によりSNSが発達して、電話よりも気軽なコミュニケーション方法が主流になってきました。しかしながら悩んでいることを電話で相談したいと思う方もまだまだいらっしゃいます。専門調査員は、受話器から聞こえてくる声に神経を集中し、どのように困っているのだろう、誰にも言えない悩みを抱えて孤立していないか…などと推察しながら、丁寧に話をお聞きします。相談してきた方（以下、相談者と記します）との電話では、どのように解決していけばよいかを一緒に考えていきます。相談者がご自身の気持ちを相手にうまく伝えられるように考えたり、勇気が必要な時に相談者の背中をそっと押すような言葉をかけたりします。電話で話した後は直ちに人権オンブズパーソンに相談内容を報告します。詳しく話をお聞きする中で、人権が守られていないのではないかと思った時には、相談者と人権オンブズパーソンが面接する場を設け、救済申立てや発意¹⁾といった手続きに移行することもあります。専門調査員はこのようにして相談者の困っていることや辛い気持ちを人権オンブズパーソンに伝える役割をしています。

時が経つと、相談者は人権オンブズパーソンに相談したことはすっかり忘れてしまうかもしれません。けれども困った時や辛い時に、誰かが気持ちを受け止めて一緒に悩んでくれたという経験には大きな意味があると思います。自分は一人ではないと思えること、他者を信頼すること、誰かに相談するという解決方法を知っていること、自分は守られていると思えることなどが安心して生きていく一助になるのではないかと思います。

二つ目の主な仕事は、市内の小学校を訪問して「人権オンブズパーソン子ども教室」を実施することです。スライドや動画を用いて、川崎市の7つの子どもの権利²⁾の説明と“子どもあんしんダイヤル”に電話したらどうなるか等について説明します。子ども教室実施後のアンケートに「子どもの人権が7つもあるなんて知りませんでした。」と書かれていることがあり、当の子どもたちに「子どもの権利」が浸透していないことを痛感します。子どものための「子どもの権利」ですから、子ども自身が7つの権利を自分のものとして認識してこそ意義があります。私たちがもっともっと多くの方に伝えていかねばなりません。

人権オンブズパーソン制度が20周年を迎える今、世界では新型コロナウイルスの蔓延、ロシアによるウクライナへの侵略など、個人の力では抗えない大きな問題が起り未だ収束の兆しは見えません。しかし私たちはこの社会に何とか適応して生きていかねばなりません。不安な時、困った時に人権オンブズパーソンに電話してよかった、とても辛かったけど救済申立てしてよかった、川崎市に人権オンブズパーソン制度があってよかったとだけ思っただけのよう、これからも専門調査員として研さんを積んで参りたいと思います。一人ひとりが大切にされていると実感できますように。

1) 人権オンブズパーソンは、市民等が人権侵害を受けていると認めるときは、自己の発意に基づき、調査を行うことができる（川崎市人権オンブズパーソン条例第16条）

2) 川崎市子どもの権利に関する条例より、①安心して生きる権利、②ありのままの自分でいる権利、③自分を守り守られる権利、④自分を豊にし、力づけられる権利、⑤自分で決める権利、⑥参加する権利、⑦個別の必要に応じて支援を受ける権利

2 川崎市人権オンブズパーソン制度の意義と課題

(1) 人権オンブズパーソン制度の意義と特徴

本市では、平成2（1990）年7月に、全国に先駆けて、市民の権利利益の保護を図るための第三者的な機関である市民オンブズマン制度をスタートしました。これらの状況を背景に、本市での子どもの権利に関する条例や男女平等かわさき条例の検討過程の中で、個別救済の制度構築の必要性を踏まえ、人権オンブズパーソン制度が、既存の制度も含めた統合的オンブズマン制度の検討の中で構築されました。このようなことから、本市の人権オンブズパーソン制度には、他の自治体では見られない特徴が見られます。

ア 人権オンブズパーソン制度の理念

人権オンブズパーソン制度の理念は、「川崎市統合的オンブズマン制度検討委員会報告」（平成13（2001）年4月）に見出すことができます。実際、制度発足当時から様々な事案への対応にあたり、同報告の考え方を参考に活動を行っています。同報告では次のような理念が示されています。

- 被害者の立場に立ち、その者に寄り添いながら相談・救済にあたる。
- 事案の解決のみでなく、被害者の心身のケアにまで十分配慮する。
- 判断は、当然、公平であることが求められ、かつ、簡易迅速な相談・救済を目指す。
- 相談に対しては助言を行い、自らの力で解決が図られるよう支援する。
- 救済申立てに対しては、当事者双方の理解を得る中で事実関係を調査し、話し合い等の調整を行って事案の解決を目指す。
- 活動は、何らかの強制的手法のみによって行われるものではなく、市民相互の理解と協調を得る中で行われなければならない。
- 子どもの権利と男女平等に関する人権を管轄する人権救済機関をつくり、以後、社会的気運の高まりに応じて、その機能を付加していく。
- 様々な制度や各種機関と連携し、人権救済の実効をあげるためのコーディネーターの役割を果たすことが求められる。

イ 平成24年度以降の活動等の変遷（施行11年目以降）

人権オンブズパーソンは、これらの理念を踏まえ「子ども」と「男女平等」の人権救済機関として20年間の活動を行ってきています。この間、法律の制定や改正、関係組織の改編、施策の進展などがありましたが、市民にとって有効な救済機関となるよう相談・救済活動に努めています。

平成24（2012）年度からの活動の変遷は次のとおりです。

- 人権オンブズパーソンは、平成14（2002）年に相談・救済活動を開始し、平成24（2012）年度には施行11年目を迎えました。これまでも増して制度理解やアクセス情報を提供するために、引き続き「子ども教室」に注力するとともに、「相談カード」への工夫や、学校向けの広報啓発DVDを作成し、市内各学校に配布するなど周知・広報に努めました。

●平成 24 (2012) 年度には、子どもの相談件数が前年度より増加し、過去 5 年間で最も多い相談件数となりました。学校でのいじめや体罰が世間の大きな関心呼んだ状況が背景にあるのではないかと考えられます。

●平成 25 (2013) 年度から平成 27 (2015) 年度にかけては、学校における体罰・暴言に関する発意調査を行いました。同様の件は毎年調査しており、体罰等の問題は、より深刻化・複雑化の傾向が見られ、根深いものがあることから、人権オンブズパーソンは、学校などの諸関係機関と協力のもと、速やかに体罰が根絶されるよう取り組んできました。

広報啓発活動においては、これまで「人権オンブズパーソン子ども教室」を、小学校・中学校から児童養護施設等に対象を拡大するなど、制度の活用促進を進めてきました。平成 27 (2015) 年度からは、市民文化大使であるヴァイオリニストの大谷康子氏による演奏とコラボレーションするなど、新たな試みにも取り組みました。

●虐待を見逃さず、虐待のないまちづくりを推進するため、平成 25 (2013) 年 4 月には「川崎市子どもを虐待から守る条例」が施行されました。また、平成 28 (2016) 年度には、児童福祉法の一部を改正する法律（全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずる等。）が施行され、本市では「こども未来局」が設置されたことなどからも、子どもの権利侵害について市民の関心も高くなってきました。

●平成 28 (2016)、29 (2017) 年度には、特別支援学級に通う子どもに対し、教員による暴言・暴力等の不適切行為が行われている疑いの情報があり、発意調査を実施し、学校に対し問題点の改善を求めました。調査の中では、特別支援学級等への通級希望者が増える傾向にある一方、教員やサポーターの増員や配置が追い付かず、学校現場での苦慮が伺えました。

●令和元年度終盤からは、未だ世界的に猛威を振るっている「新型コロナウイルス感染症」の蔓延の影響に伴い、本市においても市内学校等の休業が相次ぎました。人権オンブズパーソンは「このような時だからこそ相談窓口は開所すべき」との判断のもと、感染症対策を十分に行いながらの活動でしたが、学校の休業状態が続いたことから、子どもの相談は大幅に減少しました。人と人との接触の機会が減少し、いじめ等が減っている可能性もありますが、この状況から短絡的に結論付けていいとは思えません。

また、「新型コロナウイルス感染症」の影響が続き、教育現場においても、令和 2 (2020) 年度中には、市立小中学校児童・生徒を対象に G I G A 端末が配備されるなど、G I G A スクール構想等も大きく変化しました。

ウ 人権オンブズパーソン活動の意義

川崎市人権オンブズパーソンの20年のあゆみを振り返ると、活動の中からは見える次のような意義が確認できます。

<相談者自らによる解決への支援の重要性>

相談者からの相談は、電話によるものがほとんどで、1回の相談により終了するケースが多くなっていますが、「相談者の気持ちが整理できない」、「複雑多岐にわたる相談内容である」など、そのケースに合わせた相談活動を継続するなど、相談者を支えながら、自力解決に向けた支援を行ってきました。

その中でも、特に支援が必要とされた事例として、相談者が重大な問題を抱えながらも救済申立てを望まなかったことから、専門調査員による電話相談や人権オンブズパーソンとの面談の場面を設けるなどを繰り返しながら、相談者を支え、的確な助言等をしたことによって自力解決に至ったケースがありました。また、相談者本人の承諾を得たうえで、人権オンブズパーソンが関係機関等と連絡・調整を行い、解決に導いたケースもありました。

相談活動の継続は、相談者のエンパワメントや実質的な救済につながるなど、問題解決に結びつくことが多くありました。

<救済活動における調整の効果>

これまで、人権オンブズパーソンでは、救済の申立てを受けた際には、権利を侵害されたと思われる方や関係機関等に対して事実関係等の調査を行い、その調査結果をもとに関係者双方の理解を得ることで解決を目指す「調整」を行うことで、救済を図ってきました。救済の活動回数(表5)からも読み取れるように、「調整」には多くの時間と労力が必要となります。

救済活動にあたっては、権利を侵害されたと思われる方の気持ちに寄り添い、その方と関係者(機関)の声を丁寧に聴き取り、さらには現地訪問などにより、双方の意見や置かれている状況についても十分な調査を行います。そして第三者的機関として公平に調査した結果をもとに、関係者間の調整を行って解決策を見出していきます。

また、関係機関等においては、相談者からの相談や救済活動を通じた人権オンブズパーソンとの関わりをきっかけに、未然のトラブル防止策の実施や人権が尊重される環境づくりの醸成など、関係機関等が自ら見直しを図ったケースもあり、条例に位置付けられた「勧告」や「意見表明」といった強い解決手法ではなく、当事者同士の関係を結びなおすことにより環境改善が図られる効果があることが見えてきます。

<子どもの権利と男女平等にかかる人権侵害を扱う機関としての意義>

人権オンブズパーソン制度は、人権侵害にかかわる事案を取り扱うことから、所管する子ども、男女平等に関する人権に限ってみても、学校、児童相談所、福祉事務所、保健所、女性相談所、警察、民生委員・児童委員、人権擁護委員や各種関係団体などの様々な機関や、そこにかかわる制度との有機的な連携は不可欠のものといえます。例えば、これらの有機的な連携に、「子どもの権利」、「男女平等」といった複数のチャンネルを持つことを生かすことで、DVと児童虐待との関係、い

じめ等と家庭環境の問題との関係など、両者の視点から同時にアプローチをし、相談者への支援につなげることができます。

(2) 課題～今後の活動に向けて～

人権オンブズパーソン制度は、市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができることが目的であり、市民が適切・有効に活用できてこそ、その機能を発揮する相談・救済機関といえます。本市の人権オンブズパーソンは、人権救済のための制度として、行政から独立した第三者的機関であり、かつ、市の機関として設置されていることから、公平な立場で調整・連携等を図り、速やかな解決に向けた対応が可能なため、早めの相談により、相談者を有効な救済へ導くことができ、また、相談者のエンパワメントにつながります。

人権オンブズパーソン制度は、開始から20年を経過して、相談・救済の実績や様々な経験を積み重ねてきた一方、人権救済機関として取り扱う相談内容については、深刻化・複雑化しています。また、様々な工夫をしながら広報・啓発に取り組んできたものの、まだまだ制度が正しく理解されていなかったり、制度の認知度が低かったり（令和2年度第1回「かわさき市民アンケート」25.9%）と、課題も見受けられます。

相談内容においても、経済的に困難な家庭に育つ子ども、障害を持った子ども、国籍や言語、文化的な背景を理由として困難を抱えた子どもにかかわるものなど、多岐・複雑な事案も多くみられ、さらには、長引くコロナ禍の中、細心の注意を図りながら、人権オンブズパーソン活動は続けているものの、コロナ禍の影響により、大人も子どもも自分の気持ちや行動に制限がなされ、心の健康への影響も指摘される中、そこから発せられる微弱なSOSをキャッチすることが重要です。

このような著しい社会環境の変化に、的確に対応していくためには、人権オンブズパーソン制度は、今後ますます必要とされる制度といえます。人権オンブズパーソン条例の第1条に「人権が尊重される地域社会づくりに資すること」と目的が規定されているように、さらなる関係機関等との緊密な連携、制度の周知・広報活動の充実、専門性の向上など、取組を充実させていかななくてはと考えています。

ア 広報啓発及び関係機関との連携の充実

●長引くコロナ禍の状況下、行動制限を伴う社会生活様式の変化が、身体的、精神的あるいは経済的に苦しさを生み出し、子どもが様々なSOSを発しているのではないかと考えられます。このような時こそ、子どもには「守られる権利」があるということを伝える必要があります。これまで、学校等を通じて毎年「相談カード」の配布を行っていますが、これに加え、子どもに対し「どんな相談ができるか」、「どのように相談すればよいか」など、これまでの事例を基にした広報啓発用DVDを作成しています。映像を活用し、人権オンブズパーソン子ども教室や学校等との連携により効果的に啓発事業を展開する必要があります。

●中学生・高校生年代は、大人に近づく年代であり、社会との接点も年々増えてくる時期です。これらの年代を対象に、デートDVや虐待の未然予防や子どもの権利の尊重など人権啓発に向けた取組をさらに進める必要があることから、人権オンブズパーソン制度のさらなる周知が重要と考えています。

●相談救済活動においては、複雑・困難化する社会や家庭等の環境変化に的確に対応するためには、関係機関等との綿密な連携が重要です。ますます複雑・困難化する事案の解決にあたっては、市の関係機関に限らず、子どもや男女平等にかかわる関係団体等とのネットワークづくりと連携強化を一層進める必要があります。

イ 相談機関としてのアクセシビリティ及び専門性の向上

人権オンブズパーソンでの相談救済の入口は、まずは相談から始まります。この相談へのアクセスが容易であること、また相談者の気持ちに寄り添いながら、相談内容を的確に整理し、解決に向けた道筋を、相談者に提示できるような対応が求められています。

これまで、人権オンブズパーソンでは、相談の入口は電話が主な手段でしたが、新たなツールの一つとして、市ホームページからのフォームメールを採用したところですが、さらに相談者がよりアクセスしやすい手法を検討する必要もあります。

また、子どもや権利侵害に苦しむ人は、内容を正確に伝えることが難しい場合も見られます。話が前後したり、悩んでいる事柄とは別な話をしたりなど、必ずしも最初から問題をはっきり伝えることができるとは限りません。このような場合は、専門調査員には、じっくり話を聴いて、信頼関係を結びながら、問題点を探っていく力量が問われます。聴きだす力、研ぎ澄まされた人権感覚、安心感を与える話し方などが重要です。今後も、様々な研修、事例検討、オンブズパーソン会議などを活用しながら研さんに努めます。

ウ 意見表明と勧告の活用

人権オンブズパーソンの職務は、条例第3条で、人権侵害に関する相談に応じ、必要な助言・支援を行うこと、など定めています。

その第2号では、「人権侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと」としています。

意見表明については、体罰やいじめなど子どもの人権問題への学校と教育委員会の取組について、児童相談所のあり方についてをそれぞれ平成16（2004）年度に、市の不登校対策等については平成18（2006）年度に意見表明を行い、平成30（2018）年度には、1件の勧告を行いました。

今後も、調査の過程で問題や課題が見えてきた場合には、条例第16条で定める発意の調査を行うとともに、意見表明や勧告を適切に行っていくことが重要であると考えています。

資料編

人権オンブズパーソン在任状況

氏名	専門分野・肩書	在任期間	備考
目々澤 富子	弁護士	平成 14 年 4 月 1 日 ） 平成 20 年 3 月 31 日	代表人権オンブズパーソン (平成 14 年 4 月～平成 20 年 3 月)
北沢 暁子	元児童相談所長	平成 14 年 4 月 1 日 ） 平成 19 年 3 月 31 日	
庄司 洋子	大学教授 (児童福祉)	平成 19 年 4 月 1 日 ） 平成 22 年 3 月 31 日	代表人権オンブズパーソン (平成 20 年 4 月～平成 22 年 3 月)
中村 れい子	弁護士	平成 20 年 4 月 1 日 ） 平成 26 年 3 月 31 日	代表人権オンブズパーソン (平成 22 年 4 月～平成 26 年 3 月)
河津 英彦	大学教授 (児童福祉)	平成 22 年 4 月 1 日 ） 平成 25 年 3 月 31 日	
小島 衛	弁護士	平成 25 年 4 月 1 日 ） 平成 31 年 3 月 31 日	代表人権オンブズパーソン (平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月)
小坪 淳子	弁護士	平成 26 年 4 月 1 日 ） 令和 2 年 3 月 31 日	代表人権オンブズパーソン (平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月)
池宗 佳名子	弁護士	平成 31 年 4 月 1 日 ） 現在	代表人権オンブズパーソン (令和 2 年 4 月～現在)
大崎 克之	弁護士	令和 2 年 4 月 1 日 ） 現在	

※肩書は、就任時のもの

歴代人権オンブズパーソン活動を振り返って

平成14年度からの歴代人権オンブズパーソンが退任などされる際に御寄稿いただきました、各年度報告書に掲載の「活動を振り返って」について、再掲しております。

- 北沢 暁子 元人権オンブズパーソン（平成16年度 報告書より）
- 目々澤 富子 元人権オンブズパーソン（平成19年度 報告書より）
- 庄司 洋子 元人権オンブズパーソン（平成21年度 報告書より）
- 河津 英彦 元人権オンブズパーソン（平成24年度 報告書より）
- 中村 れい子 元人権オンブズパーソン（平成25年度 報告書より）
- 小島 衛 元人権オンブズパーソン（平成30年度 報告書より）
- 小坪 淳子 前人権オンブズパーソン（令和元年度 報告書より）

※本文では、当時の肩書で掲載しています。

おわりに - 3年を振り返って -

川崎市人権オンブズパーソン

北沢 暁子

川崎市人権オンブズパーソンが発足して3年が経ちました。川崎市人権オンブズパーソン条例第4条の「人権オンブズパーソンの責務」には、「公平かつ適切に」、そして「相談又は救済の申立てを行った者に不利益が生じないように」その職務を遂行しなければならないとあります。

この3年間、救済申立ての事案にかかわるたびに、この二つを調和させることの困難さを感じながらやってきました。

救済の申立ての事案の中で、主として子どもの事案に見られる“いじめ”や“子ども同士のトラブル”の場合、救済の訴えは、いじめやトラブルを起こした本人への直接的な権利侵害を訴えることばかりではありません。救済の訴えの中には、子どもが助けを求めた担任教員や子どもからの相談を受け解決すべき相談所等機関の不適切な対応によって、かえって傷を受け救済の申立てに至る例があります。

救済の申立てを受けて調査をすすめると、人はそれぞれ異なった人格を持ち、それぞれが尊重されるべきものであるという人権意識が希薄である結果起こっているということが見えてきます。

一人一人の人権を尊重するといっても、他人に迷惑をかける言動をする子どもの人権も認めなければならないのか、この言動で被害を受けている子どもの人権はどうなるのかなどと、一般には、他人に迷惑をかける言動をする子どもの人権を制約することを容認する傾向があります。しかし、どのような子どもでも、またどのような理由によっても、人権の侵害とならないよう安易に制約をすることはあってはならないことです。

人権オンブズパーソンは、すべての子どもについて、人権が侵害されている場合は、その子どもが元気を取り戻し、前向きに生きる力を取り戻すためにお手伝いをする役割があり、また、同時にその子どもの周りの子どもの人権をも守らなければならないと考えています。

そのためには、学校や相談所等機関は保護者や専門家を交え、子どもがなぜ他人に迷惑をかける言動をするのかを理解し、改善するための対策を考え、人権意識の啓発を、すすめていく必要があります。

しかし、そこに至るまでにはまず、教員や相談所等機関に、現に権利侵害があったことを十分に理解してもらい必要があります。これを分かってもらうための作業は日時を要し、かなり厳しいやり取りになることもあります。

人権救済というものは、一方を救済すればすべて解決するというものではありません。このため人権オンブズパーソンは、被権利侵害者のおかれている立場、起こっている状況について保護者の理解を求めると同時に教員等の支えとなって手助けをし、人権侵害の問題を教員等個人だけの問題とせず、組織全体で支える体制の確立や具体的支援のための関係機関の援助、他の専門機関との連携等を支援していきます。

このような方法はすぐにすべての解決が図れるということにはなりません、1ヶ所に無理を集中するものではなく、全体で根本的な解決を図るにふさわしいものと考えています。

一人でも多くの人たちが元気を取り戻して、自分の人生を歩んでいけるようお手伝いすることが私たち人権オンブズパーソンに課せられた大切な役割であることを認識し、相談と救済申立てに対応すると共に、意見表明を行っていきたいと考えています。

6年間の人権オンブズパーソン活動を振り返って

前川崎市人権オンブズパーソン

目々澤 富子

私は、平成14年4月の創設時より、川崎市人権オンブズパーソンとして、2期、6年間活動してまいりましたが、平成19年度終了により、任期満了で退任いたしました。この間、市民の皆様、関係諸機関の皆様から暖かいご協力をいただいたことを心から感謝いたします。

これまで、傷ついた相談者が、前向きに、生き生きとした日々を取り戻すことができるよう、相談者の気持ちを十分に聴き、抱えている問題を一緒に考えながら、当事者の双方に精神的支援をして、納得した上での合意を図ることを目指してきました。

人権オンブズパーソンは、相談者の重要な個人情報に深くかかわって活動していることから、事案の公表はできません。しかし、一方で、相談したらどうなるか、不安に思われることもあると思いますので、活動の流れを具体的にお話したいと思います。

相談の大部分は、電話相談からスタートし、専門調査員が受けます。子どもの電話相談はフリーダイヤルになっています。まず、相談者自身の力で解決が図られるように助言や支援を行いますので、当初元気がない声で電話をかけてきた子どもが、電話を切る頃には明るい声になっていることもよくあります。大半の相談は、電話でのアドバイスだけで終了していますが、もう少し様子を見たほうがよい場合は継続相談とし、アドバイスだけでは困難だと考えられる事案は、来所を勧めます。

面談になると、その多くはオンブズパーソンが直接対応します。気持ちが傷ついた事案を解決するには、当事者・関係者と信頼関係を持つことが必要ですし、本人の本当の気持ちを伝えてもらわなければなりません。子どもの事案では、親には席をはずしてもらい、子どもから直接話を聴くこともします。

救済申立てになると、川崎市立の学校であれば、地域を管轄する教育委員会に専門調査員が調査実施通知書を持参し、その後は、教育委員会と連携しながら、学校から事情を聴き、協力・対応を求めます。場合によっては、こちらから学校に出かけることもあります。活動する時には、相談者の同意を得て、当事者の気持ちに沿った方法でやりますし、何らかの活動をした後は、その都度、気持ちを聴いて、効果を検証しながら進めており、本人の気持ちを無視して、勝手に動くわけではありません。気持の納得のない、表面的な謝罪の強要は、本当の解決につながらず、かえって深刻な問題を引き起こす危険もあります。

救済申立てが終了となるのは、元気に学校へ行けるようになるなど、申立ての趣旨がほぼ実現したと判断できた頃、申立て本人に了解を得て、終了通知書を送付しています。

救済の実効性を求めて、かなり柔軟な活動をしてきました。虐待事案では児童相談所と連携し、いじめで被害児の転校が必要な場合は、教育委員会と連携し、特別支援が必要な場合は、体制作りに努めました。そのような場合、子ども本人の気持を尊重して解決をはかってきました。一方、教育委員会や児童相談所、養護施設などが調査対象となった事案もあり、第三者的機関としての独立性は堅持してきました。

人権オンブズパーソンの活動は、人のつらい被害者意識と向き合い、激しい感情の中で、救済の実効性を目指して、ていねいに対応しますので、救済申し立て1件あたりの活動実績は、非常に多くなります。6年間の実績では、延べ126件の救済事案に対し、2,485回の活動をしました。

また、市民にとって重要な、利用しやすさという点も配慮されています。救済申立書は、A4用紙1枚に、申立人の住所氏名、申立ての原因となった事実(相手方、場所、年月日等)を記載する簡単なもので、特に押印も必要なく、面談の中でアドバイスをすることで、子どももその場で作成しています。

川崎市人権オンブズパーソン制度の発足時の議論の中で、救済活動は、権力的手法に重点を置くと、市民の人権に対する理解が深まることはなく、また、いずれかの市民に被害者意識が残ったりすることもあることを指摘し、さらに、人権問題は、複雑な背景を有し、内容も多種多様であって、対等の価値観の衝突もみられることなどから、単純に、被害者・加害者と二分することが困難な事例も多く、これを解決するためには、市民の理解と相互の協調を得ることが不可欠である、としています。

人権救済機関が問題を解決するにあたっての基本的姿勢は、両当事者が対立することを前提にして責任を追及するというのではなく、当事者にとって、真に必要な解決方法を創造することであると思います。相談者が本当に願っていることを把握することは人権オンブズパーソンに課された最も重要な任務であると考えています。

事実、救済申立てに至る事案では、感情的なあつれきを伴い、解決が困難になっていることも少なくありませんが、人権オンブズパーソン制度が、強制力を持たず、市民の理解と相互の協調に基づいた制度であることは、むしろ当事者の人間性を信じ、簡単にはあきらめることなく働きかけ、複雑な背景を持った事案を解決するのに、とても有用であったと思います。強い被害者意識と心からの謝罪を求めるというような強制になじまない人権擁護にかかわる問題は、法的手法では解決に向かわないからです。

人間関係の中で、心に深い傷を負うことは、当事者の人生に長期に渡って深刻な影響を及ぼしますし、その解決は社会にとって、とても重要です。地域の日常の中で、身近な人たちとの間で起きる人権侵害事案を解決する制度としては、その背景の複雑さ、終了後の関係修復等をも考慮する必要があります。加害者とされた人に対し、愛を持った毅然とした対応も重要ですが、とはいえ、何らかの法的強制力を及ぼすことは、かえって適切でないと思います。

家庭を巡る状況、子ども達が育つ環境は大きく変わり、地域社会が抱える問題も大きく変化しました。その社会の抱える問題、変化にあった対応が必要であり、昔はよかったなどと懐古主義的な考えでは問題は解決しません。今の社会には、家族や子ども達の様々な悩みの安心で信頼できる聞き役となり、人間関係の調整役を果たせるような制度、子ども達が安心して育つ社会のセーフティネットとなる新たな仕組みが必要です。川崎市人権オンブズパーソン制度は、まさにそのような存在となりうるもので、6年間もの間、本当に貴重な経験をさせていただきました。この制度が、ますます地域に根付いたものとなるよう、心から願っております。

人権オンブズパーソン活動の3年間を振り返って

前川崎市代表人権オンブズパーソン

庄司 洋子

私は、平成19年4月から平成22年3月までの3年間、川崎市人権オンブズパーソンとして活動し、任期満了により退任いたしました。この間、様々な方々のご協力に包まれながら仕事をする事ができ、また実に多くのことを学ばせていただきましたことを心から感謝しております。この機会に、厚くお礼を申し上げるとともに、この仕事を通じて感じましたことを少し述べさせていただきたいと思います。

人権オンブズパーソンという名称から明らかなように、この職務の本旨は、市民の人権侵害に関する相談や救済申立てに最善を尽くして対応することにあります。条例にあるとおり、人権オンブズパーソンは人権に関する相談や救済の申し立てを「簡易に、かつ安心して」行えるものとして設置されており、仕事をするにあたっては、そのことに最も注意しなければなりません。したがって、必ずしもこの職にそぐわないと思われるような相談内容であっても、できる限り誠実に対応することになります。

特に、子ども本人からの相談にはそのようなものが少なくありませんが、内容が一見些細と思われる困りごとであっても、電話をしてくれた勇気を讃え、子どもを一人の市民として扱うことが重要と感じておりました。また、大人、子どもを問わず、人権オンブズパーソン制度に直接なじまない内容の相談であっても、相談者の悩みの深さを推し量り、相談者に何らかの方向を示唆できるよう努めることは大切と思います。

その一方で、まさに人権オンブズパーソンが扱うべき内容なのに、どうしてここまで我慢してしまったのかと思うような深刻な事案に出会うことがあって、人権オンブズパーソンにたどり着くのが遅すぎたのではと、残念に思うことも少なくありませんでした。正直なところ、この「簡易に、かつ、安心して」の実現は簡単なことではなく、まだまだ道遠しという感は否めません。

人権オンブズパーソンとしての活動の中で、最も強く感じたことの一つは、第三者という立場で相談者の訴えに対応することの重要性でした。相談者は、人権を侵害されたと感じて直ちに相談にくる場合がありますが、先に相手方とかなりのやりとりをしてきた結果の相談となる場合も少なくありません。

そうした場合には、両者の関係はこじれて膠着状態になっていたりします。

そこに第三者として人権オンブズパーソンが間に入ることで、両者の気持ちが緩むこともあり、結果的には救済申立者からばかりでなく、訴えられた相手方からも感謝されることがありました。

人権オンブズパーソンの役割は、どちらがどう間違っていたかを裁いたり、相談者を一方的に弁護することではありませんので、その役割を発揮するにはかなり時間をかけて丁寧な対応をしなければなりません。人権オンブズパーソンは、相談者の気持ちに寄り添いながらも、こうした第三者の立場でできる限りの調整をはかり、よりよい状況を作り出す努力をしています。ここでの調整とは、権力的な介入ではありませんので、当事者に対して内面へ何らかの影響力が及び、それを背景として両者に一定の納得が得られる、というのでなければほとんど意味がありません。人権オンブズパーソンとしては、いつもそういう気持ちで活動しているというのが率直なところです。そして、両者がそれぞれに今後同じようなことが生じないようにするための知恵や力をつけていくことを期待しているのです。

第三者であることの強みは、子どもの問題で特徴的にあらわれます。子ども自身からの人権オンブズパ

ーソンへの相談が多いことは注目すべきことで、親の訴えだけでは子ども自身がどうなのかがわからない事案もあるのが事実です。子どもが友達からのいじめを受けたり、学校の対応が不適切と感じていると、親から人権オンブズパーソンに相談がありますが、人権オンブズパーソンは子ども自身の気持ちや状況を最も大切にしますので、必ず、子ども自身に直接会って話を聞いたり、学校での様子を観察させてもらっています。そして、必要があれば親に対しては、子どもの気持ちや状況にもっと目を向けてもらうようにお話しします。それによって、はじめて親が本当に子どもの立場に立って事態に対処することができるようになるのですが、こうしたことは、学校や友達（あるいはその親）という当事者が言ってもなかなか通じませんので、第三者である人権オンブズパーソンが伝えるのが適任ということになるのです。

ところで、人権侵害について考える時、現在、小学生及び中学生に向けて行っている「子ども教室」は重要な役割を担っていると思います。子どもの段階から人権について学ぶことが必要であることはいうまでもありませんが、特に、子どもたちにとって人権とは何かを具体的に考えるとき、心の問題を扱うことが不可欠になり、相談を受けとめるオンブズパーソン自身もあらためて人権侵害の救済のありようについて考えさせられることになるからです。子どもたちに、心に受けた傷が治りにくいものであることを伝えますと、子ども教室のあとで書いてくれる感想文には、多様な表現で人権への気づきが子どもの言葉で語られ、そのみずみずしい感性に驚かされます。大人には子どもから学ぶことがたくさんあると感じるのです。そして、人権オンブズパーソンにとって重要な活動である人権侵害の救済にあたっては、被害を訴えた人の心の救済がどのくらい達成できたかが最終的には問われていることがわかります。

川崎市が人権オンブズパーソンという独特の制度を創設し運用を開始してから、すでに8年を経ています。この期間に着実に積み上げられてきた実績があるのはもちろんですが、この制度と職務の難しさや課題も徐々に明らかになってきているのではないかと思います。たとえば、冒頭に挙げましたように、本来的にこの職務になじまない相談が少なからずあるのは、この制度の名称にも関係しているのではないかと思います。

川崎市の人権オンブズパーソンが管轄しているのは、条例上、子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権の侵害に限られていますが、この名称だけではそのことがわかりませんので、実際、人権一般を扱っているものと誤解して相談をしてくる人も少なからず存在しています。また、子どもにとっては、人権オンブズパーソンの名称は少し難しいのではないかと、という指摘も聞かれます。他の自治体では覚えやすい愛称をつくって積極的に広報を進めていますので、今後の広報の充実のための方策として検討に値するのではないかと思います。

人権オンブズパーソンの活動は、相談室の環境等にもさまざまな制約がありますので、その不足を埋めるためにも精一杯の努力をしなければならぬと思っておりましたが、実際には決して十分なことができませんでした。

今後は、引き続き相談者の気持ちに寄り添いながら粘り強い活動を続けていただき、いっそう市民に信頼される人権オンブズパーソンへと充実が図られますようにと心から願うしだいです。

人権オンブズパーソン活動の3年間を振り返って

前川崎市人権オンブズパーソン

河津 英彦

平成 22 年 4 月から 1 期 3 年の任期を務め、この 3 月に退任しました。この間、担当した救済事案は、前任者から引き受けた 1 件を含め子どもの権利侵害に関するものが 13 件であり、そのうち 12 件を終結し、退任間際の受理 1 件は後任者に引き継ぎました。

対象となった子どもの年代は、幼稚園児 1 名、小学生 8 名、中学生 3 名、高校生 1 名であり、内容では、学校や施設等の不適切対応が 5 件、いじめが 8 件でした。

時間と心身の力をより多く費やすのは前者の事案でした。当該の教職員のみならず管理職と保護者の見解にも隔たりがあるところからスタートすることが多いからです。また、いじめ問題も、担任等の初期段階での処理が適切でないものが救済の申立てになってくるため、管理職の認識によっては同様の状態から話し合いを積み上げていくことがありました。オンブズパーソンは子どもの状態を確認し、子どもにとって最善の利益となる方向を目指して、粘り強く話を聴き、整理しながら調整を図りますが、ストレスにさらされることもあり、まとめていく段階では相当な集中力を必要としました。

多くの事案は、子どもが精神的に傷ついており、保護者はためらいを超え、学校や施設からどう思われてもよいという決断の上で救済の申立てに踏み切っています。それゆえ、原因をつくった教職員やいじめを行った子どもの行為に因果関係を認めさせ、謝罪と改善を求めたいという意気込みで臨まれることが多いのです。

オンブズパーソンは、その思いを受容し、訴えに傾聴し、共感しながらも、救済の申立ての受理に際しては、「出来る限り事実関係を調査しますが、オンブズパーソンの活動は調整であり、どちらが正しいという審判を下すところではない」ことを伝えています。実際にも、過去の出来事は記録がなかったり、見解の相違があったりと確定は難しいことも多く、傷ついている子どもが健康を取り戻し、学校や施設に元気に通える状態をつくることを目的として調整してきました。

それでも、できる限りどこまでが事実かを究明することは意味を持ちます。

現地調査に先立って受領した学校や施設等からの回答書の中にも読み解ける事実はあります。関係者からの聴き取り調査では、申立てた子どもや保護者が信頼している教職員の証言は溝を埋めるために役立ちました。共通理解に立てる事柄を基に、それがどのような意味を持ちどのような影響を与えているかというオンブズパーソンの見解を説明し、同意を得ていくというステージに持ち込めることになっていきます。

私自身は、もう一つ子どもの気持ちを想像し感じ取ることも努力してきました。年少児や障害のある子どもたちから、聴き取ることは難しいのですが、授業見学や来所した時の様子などを観察したことが、ある時間をおいて頭のなかで整理され、気づくことがあります。また、専門調査員の記録を読み直したり、意見交換をしたりする中で気づかされることもありました。

関わった事案の中に、年度当初のクラスで、担任から似た名前の子と呼び間違われることがしばしばあり、そのため担任を嫌い不登校を起こしたというものがありません。間違えられた相手の子は注意を受けることも多かったようです。私自身、相談を受けても、はじめのころは名前の呼び間違えくらいは教師に

もあるだろうくらいに思っていたのですが、ある時、単に注意を受けやすい子と呼び間違えられるということだけではなく、名前を覚えて貰えないことの辛さがあったのだということに気づきました。子どもの権利条約でも一人ひとりが固有の名前を持つことの権利が謳われています。大人でも、名前を覚えてもらえることは、自分が認められているという実感が湧きうれしいものです。

この事案は、それ以外にも様々な行き違いが重なって救済の申立てとなったものですが、教師は担任したクラスで、たまたま似た名前の子どもがいたとしても、名前を言い間違えることは許されないことという自覚を持つべきだと思ひ至りました。

オンブズワークは、当初の見立てが、関係者からの聴き取りを進める毎に修正され、徐々に全体像が見えてくるという経過を辿ります。怒りを持って訴えて来られた保護者と、そのような自覚のない教職員との間に立ちどのように状況を理解し、調整が可能なか先の見えない時もあります。しかしながら、傷ついている子どものためにこじれた関係を修復し、その子どもにとって最も良いと思う環境を整えるという一心で努力することによって、結果的にオンブズワークの枠を超えた大きな力が働いて、それが解決の後押しをしてくれたという気持ちにさせられたこともありました。

この3年間、重責を感じながらも本当に貴重な体験をさせていただき、このような活動の積み重ねが、人権を尊重する地域社会づくりに資するものと実感しました。この制度が、さらにより多くの市民に活用され、地域に根付いていくことを願っています。

人権オンブズパーソンの6年間を振り返って

前川崎市人権オンブズパーソン

中村 れい子

私は、平成20年4月から、川崎市人権オンブズパーソン（以下、パーソンといいます）として、2期6年活動し、この3月、任期満了により退任しました。

この間、さまざまな方々や関係諸機関から、身に余る励まし、ご支援・ご協力をいただきましたことを、心から感謝申し上げます。

私が6年間に担当した救済事案と発意調査事案は、事務局によると計37件（うち1件は両パーソンでの活動）になっているそうです。このほかに、実質的救済事案（いろいろな理由で救済申立は受けないが、救済申立事案と同様に、相談を継続し、調査や調整活動を行った事案）を、平均すると年に1～2件は担当していましたので、毎年7～8件の事案について調査、調整活動を行っていたこととなります。

申立（開始）から終了に至るまでの期間は、事案毎にそれぞれ異なりますが、僅かの例外を除いて、早いケースで2～3ヶ月、長いケースで1年近くはかかります。そのため、例年、夏頃から翌年3月頃までは、幾つもの担当事案が並行して進行していました。その時々には、目の前の事案に一生けん命で、あまり気が付きませんでした。が、結構な過密スケジュールを過ぎて来た印象が残っています。パーソン制度の本来の機能が、「個別救済」にありますので、それにはかなり関わっていったのではないかと思います。

パーソンが扱う子どもの相談は、小中学生からのいじめ被害の訴えが一番多く、次いで、いじめ等に起因した教師や学校の対応の拙さ、不適切さについての訴えが続きます。

初期の段階で、子どもからの被害の訴えやSOSに教師が気づき、耳を傾け、他の教師の協力等を得ながら教師なりに状況を把握して、たとえば加害とされた子どもへの個別の対応を含め、出来る範囲の対処をしていけば、これほどまでに、子どもや保護者と、教師や学校との双方の関係が、不信のスパイラルに入ってしまうことはなかつただろうに、と時々残念に思いました。また、たとえ担任等1人の教師の対応が不十分であったとしても、いじめその他に対して、学校管理者を中心として、学校が一体となって状況を共有し、複数の目で対処できる体制ができていけば、子どもや保護者にあれほどまでの不満や不信感が芽生えることはなかつたのにと感じました。

パーソンは、いじめ事案の多くの場合、調査によって明らかになったおおよその出来事（双方の主張が一致しないことは当然あります）、および双方がこれまで辿って来た経過に沿って、学校関係者に、子どもや保護者の時々の想いを出来るだけ具体的にわかりやすく伝え、あるいは、その子どもや保護者の立場から見た当時の学校及び学校関係者の言動がどう見えるのか、どう理解されるのか等について学校と話し合っていきます。人権感覚のある多くの学校では、それだけで信頼を取り戻すための「気づき」が生まれ、パーソンが特別なことをしなくても、学校関係者達が納得して学校の対応を変えていきます。学校が対応を変え、本来必要なサポート等を行い始めると、子どもが安心や安定を取り戻し、それが保護者に伝わり、保護者の学校に対する不信が消えていきます。

子どもに重度の障がいのあったある事案では、学校（普通校）が子どもに見合った特別の支援を行っていないとの保護者の訴えに対し、学校は当初、子どもの障がいの重さを理由に、保護者の要求は極めて過多で、とても受け入れられないと申入れをほとんど無視していました。ところが、その後学校が保護者の

真意に気付き、対応を変えたことで、保護者に変化が生まれました。保護者会で、他の子どもの親達が学校のやり方を非難した時、1人挙手をして「いや、学校はこうこう良くやってくれている。そこまで言うのは親のエゴではないか」と発言してくれたそうです。半年以上の時間をかけてその保護者と信頼関係を再構築した学校関係者は、その時「涙が出るほど嬉しかった」と私に報告してくれました。

因みに、川崎市では平成20年度から、区役所の「子ども支援室」に区・教育担当ができ、教育委員会（以下、教委といいます）の職員の一部が各区内の学校を定期訪問したり、区内の学校の課題等に適切な助言をしたりしています。もちろん例外はありますが、この区・教育担当の方々が、救済事案や発意調査事案で陰に陽に力を発揮してくれました。その力もあって、課題のあった学校の意識や対応が比較的短期間に変化し、最終的に解決に向けた子どもや保護者の納得が得られたのではないかと考えています。

最後に平成25年度に起きた一つ残念な発意調査事案の報告をします。ある中学校の女子バスケットボール部の男性顧問の体罰事案です。

昨年夏、女子中学生からパーソン事務局に泣きながら被害を訴える電話が入りました。具体的で証憑性が高い内容でしたが、本人が匿名を強く希望したため、発意調査に入ることを決めました。事前に区・教育担当に学校での体罰の有無をたずねたところ、2月に同じ顧問からの体罰について訴えがあったが、謝罪して終わっているとのこと。今は体罰はないと報告を受けているとのことでした。しかし、パーソンが調査に入る直前再び連絡が入り、最近体罰があったらしいので、教頭と区・教育担当とで対面調査を行ったところ、何人かの生徒が顧問から軽く叩かれた位のことはあったとの報告でした。

パーソンは、その報告と当初寄せられた電話内容との間に乖離を感じ、学校に赴き、部員全員に対する匿名でのアンケート調査を実施しました。生徒達には、アンケートは第三者機関が行うもので、学校関係者や教委にそのまま見せたり、渡したりすることはないと約束しました。その結果、残念なことですが、男性顧問による何年にも亘る体罰の実態が明らかになりました。アンケート書面を読んで、体罰は、それを行う者がどんな理由をつけたとしても、体罰を受けた者には、悔しさや怒りといった被害感情と、行った者への強い不信感しか生まれないのだと、改めて実感しました。

体罰が発覚したあと、先ず顧問を部活動から外して欲しいと教委にお願いしましたが、3年の大会があるのでそれはできないと拒否されました。また、顧問自身が体罰を認めているのに、面談した学校関係者は一様に、部活動の様子を把握していない、顧問の体罰には全く気付かなかったと言うばかりでした。

アンケート調査の深刻な結果をうけて、パーソンは顧問活動の即時中止を書面で申入れ、顧問は一旦部活動から外れました。しかし、パーソンの調査終了後、再び顧問に復帰させる可能性がないわけではないとの話が浮上したため、パーソンは男性顧問を恒久的に顧問から外すよう求めました。ところが、アンケート結果（書面）を教委が見ていないのに、パーソンの話（アンケートの深刻な概要）だけで、そんなことはできないと教委に拒否されてしまいました。パーソンはもちろんのこと、20名を超える生徒達が皆嘘を言うとも思うのでしょうか。このような経過をたどったため、11月の調査終了時には、パーソン連名で異例の「調査結果通知書」を教育長宛に送付し、顧問の退任措置と、顧問及び学校管理者に対する相当の処分を求めました（処分済）。

既述したとおり、いじめやその他の事案では、区・教育担当が中心となり、学校への信頼を取り戻すために奮闘しています。一方で、任期最終年に起きた（知った）この体罰事案。日頃、体罰は絶対に許さないと標榜し、立派な研修資料を用意して、日々研鑽を積んでいるはずの学校と教委の対応。とても残念に思います。因みに、この事案は、大阪市立桜宮高校で起った体罰事件をきっかけに、全国的に体罰問題が

俎上に上り、国による体罰に関する一斉調査が行われた前後の出来事です（2月の被害の訴えは、そのために市が設置した「電話相談ホットライン」に初日にかかって来た電話でした）。

今年3月に、1年以上かかわった事案の子ども2人から、「ありがとうございました」の言葉と共に、私と担当調査員の笑った似顔絵が送られて来ました。その保護者の手紙の中に、「パーソンのような制度を持っている川崎の子ども達はとても幸せです」と書かれていました。パーソン制度が、つらい思いをしている子ども達やそれを取り巻く大人達にとって、いつまでも信頼に足る制度でいられますように、心から願っております。

人権オンブズパーソンの6年間を振り返って

前川崎市人権オンブズパーソン

小島 衛

私は、平成25年4月に川崎市人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」といいます。）に就任し、2期6年を務めて、この3月に任期満了により退任しました。任期中に私が担当した救済事案は17件、発意事案（権利侵害が疑われる場合に、救済の申立てがなくてもオンブズパーソンの判断で調査を開始するもの）は8件でした。救済申立て事案、発意事案ともその多くが学校に関わるものですが（いじめ、体罰・暴言、不適切な対応など）、認可保育園、社会福祉法人などに関わるものもありました。

救済申立て事案で多かったのは、いじめ単独ではなく、いじめに対する不十分と思える学校の対応が絡み合っ、子どもが学校に通えない状態になるなどのケースでした。多くの場合、保護者は、いじめの加害者側に対するのと同時に、学校や教員に対しても強い怒りや不信感を持っていました。校長など管理職が、初期の段階で状況を十分把握しないまま保護者との面談を行い、子どもや保護者の深刻な気持を受けとめられなかったときに、このような事態が生じがちでした。救済申立てを受けて、オンブズパーソンは子どもや保護者側と学校側から個別にこれまでの経緯、お互いが認識している事実と気持を丁寧にお聴きするなどの調査をし、認識のズレや原因などを探って双方に説明し、関係の修復を目指しました。ほとんどの場合、子どもや保護者と学校側はコミュニケーション不足に陥っていましたが、オンブズパーソンの関与により不信感が減少し、登校に向けた環境調整をすることができました。ただ、少数ですが、早急に御自身の主張に沿った解決を求める保護者などには、オンブズパーソンには裁判のように権力的に決定する権限はないこと、入手可能な資料をもとに、ほぼ事実と思えるものを前提にしながら関係者の調整を主たる目的とすることなどを説明しますが、すぐに理解していただけない部分もあり、多くの時間を要する場合もありました。

ところで、登校に向けた環境調整の一環として、いじめで傷ついた子どもをしばらくの間、教室外で個別に指導する場合があります。学校によっては教員数の関係上、教頭がその授業を担当されるケースもあるようです。ただ、個別指導の必要が少なくないのが実情だとすれば、教育委員会（以下「教委」といいます。）は、緊急の対応が長期化しないですむように教員数も含めて、子ども、学校双方のために個別指導ができる体制を整える必要があると思います。

ある救済申立て事案では、教委の区教育担当職員が長期間登校できないで苦しんでいた子どもに、時間をやりくりして勉強を見ていただきました。おかげでどんなにか子どもや保護者の心が救われたことでしょう。このような方の御協力もいただきながら多くのいじめ事案は解決に向かうことができました。いじめ問題の背景には、当事者の特性や生育歴などが潜んでいることもあり、そのことも踏まえた調整が必要です。ただ、保護者が子どもの特性を認識されていない場合はそのことをお話するのは慎重にする必要があります。一緒に考えようとしても必ずしも理解していただけない場合があり、難しい問題でした。

発意による調査で多かったのは、部活動や特別支援学級での体罰や暴言等の不適切行為が疑われた場合でした。部活動については、平成25年度から27年度まで、3年連続で調査を行いました。調査の結果、体罰などを伴う指導が判明した他、子どもや保護者が部活動の顧問に求める要求も一様ではないこ

と、休日にも練習があることなどが顧問の負担になっているとみられる事案もあり、公立学校における部活動は誰のため、何のためにあるのかに遡って考えることも必要だと感じました。

なお、平成 25 年度の発意調査が発端となって、教委とオンブズパーソンの協議の結果、体罰が把握された場合には、当該教職員は、調査により事実関係が明らかになるまで、「原則として指導から外す。やむを得ない事情がある場合には複数の教職員で指導する。」旨が、平成 26 年 7 月教委作成の「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして[VI]体罰の根絶に向けて 2」に明記されました。調査中に原則、指導から外すことにしたのは、当該教職員が指導を続行すると、調査で子どもが真実を話せない危険性があることに配慮したものです。子どもの安心と安全のために、教委とオンブズパーソンが慎重に検討を重ねた結果、作成されたマニュアルが、これからも尊重され、学校現場に根付いてくれることを願っています。

特別支援学級についても、平成 28 年度から 30 年度までの間に 5 回の発意による調査を行いました。調査の結果、その多くで体罰を含む不適切行為があったことから、子どもの特性や障害の程度を十分に理解した上で、子どもの人格を尊重した指導をするよう要望しました。ただ、保護者へのアンケート調査では、先生は少ない人数で良くやってくれているという意見もいつも一定程度ありました。保護者は、子どものことを想い、時に厳しいと見えることも求めますが、他方、特別支援学級の教育・指導には容易でない部分があることも認識され、先生の理解者の面もあるように感じられました。子どものより良い教育環境のために共に力を合わせていただくことを願います。

最後に、在任中、教委や学校、行政の関係担当部局をはじめとする関係諸機関の方々には、調査や環境調整など様々なことで大変に御協力をいただきました。心から感謝申し上げます。前任の中村れい子オンブズパーソン、小坪淳子オンブズパーソン、そして専門調査員、事務局の方々に支えられて何とか任期を終えることができました。ありがとうございました。

年度の終盤には、これまで扱ったことのない新しい課題に関する救済申立てが相次ぎました。これからも人権思想の進展に伴い、様々な新しい問題が増加すると思われませんが、子どもの権利、男女平等にかかわる人権擁護のために果敢に取り組んでいただきたいと思います。

人権オンブズパーソンとしての6年間を振り返って

前川崎市代表人権オンブズパーソン

小塚 淳子

川崎市人権オンブズパーソン（以下「人権オンブズパーソン」といいます。）として2期6年の任期を務め、この3月に退任いたしました。

在任中の6年間は、川崎市に関わるたくさんの方々にお会いし、相談やお話をお聞きしたり、人権について一緒に考えて話し合いを重ねたりという、大変印象深く貴重な経験をさせていただいた日々でした。あらためて皆さまに感謝申し上げます。

6年前の就任時、福田紀彦川崎市長より、「何よりもまず、市民のために、活動してください。」というお声かけをいただきました。退任した今、6年間にお会いした方々のことを思い出しながら、私は、市民の皆さまにしっかりと寄り添うことができただろうか、市民の皆さまの人権を守るためにどれだけお力になれていたであろうか、と振り返っています。これまでにお会いした皆さまが、今、人権が守られて、その方らしく生き生きと過ごしておられますようにと祈っています。

人権オンブズパーソンは、「川崎市子どもの権利に関する条例」と「男女平等かわさき条例」の制定を受け、そこで謳われた権利を守るしくみとして生まれた川崎市独自の制度であり、活動の進め方について決まったモデルはありません。条例に定められた範囲内で、具体的にどのように活動するかは人権オンブズパーソンの判断に委ねられている部分も多く、ひとつひとつの相談や救済の案件ごとに、さあ、どうしたものだろうかと、常に悩み考えながら進めてきました。

方針に悩んだときに私が立ち返った原点は、ひとつは「人権」とは何かということ、もうひとつは人権オンブズパーソンの「独立性」、「中立性」ということでした。

「人権とは？」と聞かれたら、皆さんはどのようにお答えになりますか。

私は、「人権オンブズパーソン子ども教室」で人権の話をするようなとき、「人であれば誰もが当たり前持っている、生きていくために絶対に必要な大切なもの」であり、空気にたとえて、「普段は意識しないけれど、足りなくなったときには苦しくなるもの」と説明し、「だから、心が苦しくなったときは、あなたが生きていくために必要な人権が傷付けられているというサインだから、空気が足りなかったら息を吸うのと同じように、必ず誰かに『助けて』と言ってね」とメッセージを送ってきました。

当事者の方のお話の中で、いろいろなお気持ちや御意見、御希望をお聞きします。そこに人権の問題があるのであれば、その方の苦しい状況を受け止めて理解しようとするところから人権オンブズパーソンの活動は始まりました。そして、必要な事情を把握するための調査を行い、調査結果に基づいて調整活動の方針を立て、できる限り速やかに人権を回復することを目指します。とはいえ、だれかの人権を回復するためであっても他のだれかの人権を傷付けてはならず、すべての人の人権が守られることも考えなければなりません。このように言葉で言うのは簡単ですが、実際にはなかなか難しいことでもありました。

また、人権オンブズパーソンは、川崎市の仕組みでありながらも、相談や救済の活動は市から独立した中立の機関、第三者的機関と位置づけられています。人権侵害の問題であっても、敵・味方、白・黒と単純に振り分けるのではなく、人権オンブズパーソンとしての独立、中立の立場から、絡み合った問題の根

っこを探り、ひとつひとつ解きほぐして調整による解決を図ろうとするところに特徴があります。調査を行い、調査結果に基づき最善と思われる調整方針を考えるよう心がけてきましたが、時には当事者の方の願い通りにはならなかったり、関係機関に無理なお願いをしたこともあったことと思います。それでも御理解いただき解決に向けて前進することができたのは、関係した皆さまのお力があってのことであり、川崎市の皆さまの底力を見せていただいたと思っております。ありがとうございました。

そして、最後に、このように悩みながらも6年間を走り抜けることができたのは、一緒に仕事をさせていただいた小島衛元人権オンブズパーソン、池宗佳名子人権オンブズパーソン、歴代の専門調査員、事務局、皆さんの支えをいただいていたことであり、お礼を申し上げます。

平成14年に活動を始めた人権オンブズパーソンは、子どもを含むたくさんの川崎市民の熱い思いに後押しされて生まれた制度であり、人が作った制度は、そこに関わる人がしっかりと動かし続けることによって命が吹き込まれ、維持されていくものだと思います。

この先どのように社会が変わろうとも、だれもが当たり前前に人権を守られる川崎市であり続けるよう、人権オンブズパーソン制度をこれからも活かし続けていくことを、心より願っています。

川崎市人権オンブズパーソン条例

〔平成13年6月29日〕
条 例 第 1 9 号

目次

- 第1章 総則(第1条～第3条)
 - 第2章 責務(第4条～第7条)
 - 第3章 人権オンブズパーソンの組織等(第8条～第11条)
 - 第4章 相談及び救済
 - 第1節 相談(第12条)
 - 第2節 救済の申立て(第13条・第14条)
 - 第3節 調査の実施等(第15条～第17条)
 - 第4節 市の機関に対する調査等(第18条～第20条)
 - 第5節 市の機関以外のものに対する調査等(第21条・第22条)
 - 第6節 個人情報等の保護(第23条)
 - 第7節 人権に関する課題についての意見公表(第24条)
 - 第5章 補則(第25条～第27条)
- 附則

第1章 総則

(目的及び設置)

第1条 市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができるよう必要な体制を整備し、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権の侵害からの救済を図り、もって人権が尊重される地域社会づくりに資することを目的として、本市に川崎市人権オンブズパーソン(以下「人権オンブズパーソン」という。)を置く。

(管轄)

- 第2条** 人権オンブズパーソンの管轄は、次に掲げる人権の侵害(以下「人権侵害」という。)に関する事項とする。
- (1) 子ども(川崎市子どもの権利に関する条例(平成12年川崎市条例第72号)第2条第1号に規定する子どもをいう。)の権利の侵害
 - (2) 男女平等にかかわる人権の侵害(男女平等かわさき条例(平成13年川崎市条例第14号)第6条に規定する男女平等にかかわる人権の侵害をいう。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、人権オンブズパーソンの管轄としない。
- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事

項

- (2) 議会に請願又は陳情を行っている事項
- (3) 川崎市市民オンブズマン(以下「市民オンブズマン」という。)に苦情を申し立てた事項
- (4) 人権オンブズパーソン又は市民オンブズマンの行為に関する事項
(人権オンブズパーソンの職務)

第3条 人権オンブズパーソンは、次の職務を行う。

- (1) 人権侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 人権侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
- (3) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。
- (5) 人権に関する課題について意見を公表すること。

第2章 責務

(人権オンブズパーソンの責務)

第4条 人権オンブズパーソンは、市民の人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

- 2 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、市民オンブズマンその他市の機関、関係機関、関係団体等と有機的な連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- 3 人権オンブズパーソンは、相談又は救済の申立てを行った者に不利益が生じないように、当該相談又は救済の申立てに係る事案の特性を踏まえ、その職務を遂行しなければならない。
- 4 人権オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない。

- 2 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、積極的な協力援助に努めなければならない。
(市民の責務)

第6条 市民は、この条例の目的を達成するため、人権オンブズパーソンの職務の遂行に協力するよう努めな

ればならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動において、この条例の目的を達成するため、人権オンブズパーソン²の職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

第3章 人権オンブズパーソン²の組織等

(人権オンブズパーソン²の組織等)

第8条 人権オンブズパーソン²の定数は2人とし、そのうち1人を代表人権オンブズパーソンとする。

2 人権オンブズパーソン²は、人格が高潔で社会的信望が厚く、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、第2条第1項に規定する人権オンブズパーソン²の管轄を踏まえて、市長が議会の同意を得て委嘱する。

3 人権オンブズパーソン²は、任期を3年とし、1期に限り再任されることができる。

4 人権オンブズパーソン²は、別に定めるところにより、相当額の報酬を受ける。

(秘密を守る義務)

第9条 人権オンブズパーソン²は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第10条 市長は、人権オンブズパーソン²が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他人権オンブズパーソン²たるにふさわしくない非行があると認める場合は、議会の同意を得て解嘱することができる。

(兼職等の禁止)

第11条 人権オンブズパーソン²は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 人権オンブズパーソン²は、本市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

3 人権オンブズパーソン²は、前2項に定めるもののほか、公平な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

第4章 相談及び救済

第1節 相談

(相談)

第12条 何人も、市民等(市の区域内に住所を有する者、在勤する者又は在学する者その他市に係る者とし

て規則で定める者をいう。以下同じ。)の人権侵害に関する事項について、人権オンブズパーソン²に相談することができる。

2 人権オンブズパーソン²は、前項の規定により相談を受けた場合は、必要な助言及び支援を行う。

第2節 救済の申立て

(救済の申立て)

第13条 市民等は、自らが人権侵害を受けたと思うときは、人権オンブズパーソン²に対し、救済の申立て(以下「申立て」という。)を行うことができる。

2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。

(1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所

(2) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日

(3) その他規則で定める事項

(本人以外の者の申立て)

第14条 何人も、市民等が人権侵害を受けたと思うときは、当該市民等に代わって人権オンブズパーソン²に対し、申立てを行うことができる。

2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。

(1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 人権侵害を受けたと思われる市民等の氏名及び住所

(3) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日

(4) その他規則で定める事項

第3節 調査の実施等

(申立てに係る調査等)

第15条 人権オンブズパーソン²は、申立てがあつた場合は、当該申立てに係る事実について、調査を行う。

2 前項の場合において、申立てが前条第1項の規定によるものであるときは、同条第2項第2号の市民等の同意を得なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、申立てが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、調査を行わない。

(1) 第2条第2項の規定に該当するとき。

(2) 申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときを除く。

(3) 虚偽その他正当な理由がないと認められるとき。

(4) 申立ての原因となった事実が市の区域外で生じたものであるとき。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときを除く。

(5) 前項の同意が得られないとき。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときを除く。

4 人権オンブズパーソンは、前項の規定により調査を行わない場合は、その旨を理由を付して申立てを行った者(以下「申立人」という。)に速やかに通知しなければならない。

(発意の調査)

第16条 人権オンブズパーソンは、市民等が人権侵害を受けていると認めるときは、自己の発意に基づき、調査を行うことができる。

2 前項の規定による調査を行う場合においては、人権侵害を受けていると認められる市民等の同意を得なければならない。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときは、この限りでない。

(調査の中止等)

第17条 人権オンブズパーソンは、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。

2 人権オンブズパーソンは、調査を中止し、又は打ち切ったときは、その旨を理由を付して、申立人又は第15条第2項若しくは前条第2項の同意を得た者(以下「申立人等」という。)に速やかに通知しなければならない。

第4節 市の機関に対する調査等

(市の機関に対する調査)

第18条 人権オンブズパーソンは、市の機関に対し調査を行う場合は、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 人権オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査をすることができる。

3 人権オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的機関に対し、専門的調査を依頼することができる。

4 人権オンブズパーソンは、調査の結果について、申立

人等に速やかに通知するものとする。ただし、次条第6項の規定により通知する場合は、この限りでない。

(市の機関に対する勧告等)

第19条 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるとの意見を表明することができる。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、当該勧告又は意見表明を尊重しなければならない。

4 人権オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告したときは、市の機関に対し、是正等の措置について報告を求めるとする。

5 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日から60日以内に、人権オンブズパーソンに対し、是正等の措置について報告するものとする。

6 人権オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告したとき、第2項の規定により意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その旨を申立人等に速やかに通知しなければならない。

7 人権オンブズパーソンは、第2項の規定による意見表明の内容を公表する。第1項の規定による勧告又は第5項の規定による報告の内容で必要があると認めるとのについても同様とする。

(市民オンブズマンとの共同の勧告等)

第20条 人権オンブズパーソンは、前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明を行う場合において、必要があると認めるときは、市民オンブズマンに対し、共同で行うよう求めることができる。

第5節 市の機関以外のものに対する調査等

(市の機関以外のものに対する調査等)

第21条 人権オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係者(市の機関以外のものに限る。以下同じ。)に対し質問し、事情を聴取し、又は実地調査をすることについて協力を求めることができる。

2 第18条第3項の規定は、関係者に対する調査の場合に準用する。

3 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害の是正のためのあっせんその他の調整(以下「調整」という。)を行うものとする。

4 人権オンブズパーソンは、調査又は調整の結果につい

て、申立人等に速やかに通知するものとする。

(事業者に対する要請等)

第22条 人権オンブズパーソンは、調査又は調整の結果、事業活動において頻繁な又は重大な人権侵害が行われたにもかかわらず事業者が改善の取組を行っていないと認めるときは、当該事業者に対し、是正その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 人権オンブズパーソンは、前項の規定による要請を行ったにもかかわらず当該事業者が正当な理由がなく要請に応じない場合は、市長に対し、その旨を公表することを求めることができる。

3 市長は、前項の規定により公表を求められた場合は、その内容を公表することができる。この場合において、市長は、人権オンブズパーソンの意思を尊重しなければならない。

4 市長は、前項の規定により公表しようとする場合には、あらかじめ当該公表に係る事業者に意見を述べる機会を与えるものとする。

第6節 個人情報等の保護

(個人情報等の保護)

第23条 第19条第7項及び前条第3項の規定による公表を行う場合は、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第7節 人権に関する課題についての意見公表

(人権に関する課題についての意見公表)

第24条 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行を通じて明らかになった人権に関する社会構造上の課題について、地域における解決に向けた取組に資するため、意見を公表することができる。

第5章 補則

(事務局)

第25条 人権オンブズパーソンに関する事務については、川崎市市民オンブズマン条例(平成2年川崎市条例第22号)第21条に規定する事務局において処理する。

2 人権オンブズパーソンの職務に関する事項を調査する専門調査員を置くものとする。

(運営状況の報告等)

第26条 人権オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況について市長及び議会に報告するとともに、これを公表する。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第8条第2項中議会の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。(平成14年3月29日規則第44号で平成14年4月1日から施行。ただし、同条例第4章の規定及び同条例附則第5項中川崎市市民オンブズマン条例(平成2年川崎市条例第22号)第17条に1項を加える改正規定は、同年5月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の3年前の日から施行日までの間にあった事実に係る申立てについても適用し、当該3年前の日前にあった事実に係る申立てについては、適用しない。

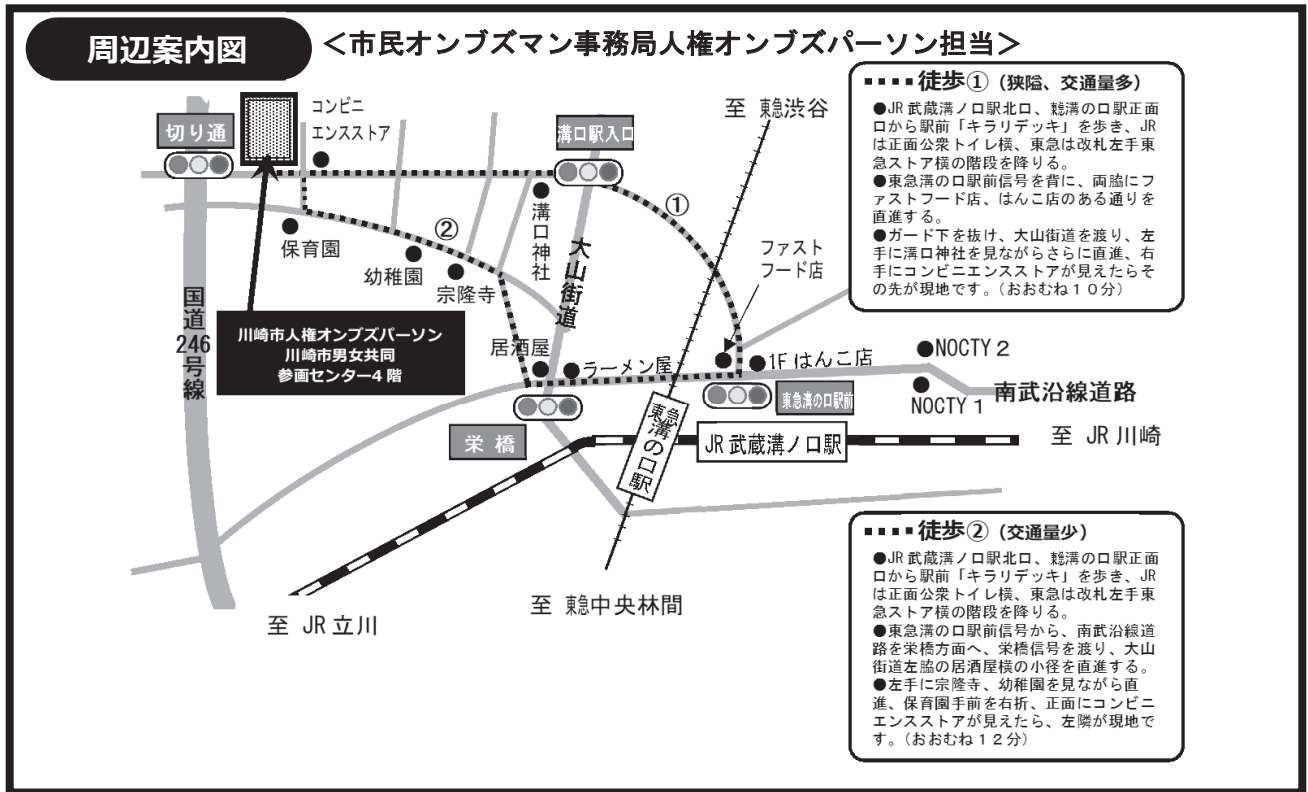
(検討)

3 市は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行状況、人権に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、人権が尊重される地域社会づくりの観点から、この条例に規定する人権オンブズパーソンの管轄等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【アクセス】

- JR 南武線「武蔵溝ノ口」下車 北口
- 東急田園都市線「溝の口」下車 正面口

から周辺案内図 徒歩①②のとおり



—川崎市人権オンブズパーソン20年のあゆみ—

令和5（2023）年2月

発行 川崎市

編集 川崎市市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当

〒213-0001

川崎市高津区溝口2丁目20番1号

川崎市男女共同参画センター4階

☎ 044-813-3112～4 FAX. 044-813-3101

川崎市人権オンブズパーソン

🔍 検索





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市